

第47回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

---

招集年月日 平成24年3月1日（木曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 会 3月1日 午前9時30分宣告（第1日）

---

議事日程

- |        |            |   |
|--------|------------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2  | 会期の決定      |   |
| 日程第 3  | 第 70号議案    | 宍粟市暴力団排除推進条例の制定について                           |
| 日程第 4  | 第 71号議案    | ふるさと宍粟観光条例の制定について                             |
| 日程第 5  | 第 72号議案    | 宍粟市組織条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第 6  | 第 73号議案    | 宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第 7  | 第 74号議案    | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第 8  | 第 75号議案    | 宍粟市税条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第 9  | 第 76号議案    | 宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 10 | 第 77号議案    | 宍粟市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について                    |
|        | 第 78号議案    | 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第 11 | 第 79号議案    | 宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 12 | 第 80号議案    | 宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第 13 | 第 81号議案    | 宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例について                      |
|        | 第 82号議案    | 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 14 | 第 83号議案    | 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 第 84号議案    | 宍粟市立図書館条例の一部を改正する条例について                       |
|        | 第 85号議案    | 宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正                      |

する条例について

- |         |          |                                      |
|---------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 6 | 第 86号議案  | 宍粟市岸田多目的広場条例を廃止する条例について              |
|         | 第 87号議案  | 宍粟市知的障害者授産施設さつき園条例を廃止する条例について        |
|         | 第 88号議案  | 宍粟市テレビ施設運営基金条例を廃止する条例について            |
| 日程第 1 7 | 第 89号議案  | 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について              |
| 日程第 1 8 | 第 90号議案  | 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の変更について              |
| 日程第 1 9 | 第 91号議案  | 西播磨地域消防広域化協議会の設置について                 |
| 日程第 2 0 | 第 92号議案  | 市有財産の処分について                          |
| 日程第 2 1 | 第 93号議案  | 平成24年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について |
|         | 第 94号議案  | 平成23年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについて       |
| 日程第 2 2 | 第 95号議案  | 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）               |
|         | 第 96号議案  | 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）       |
|         | 第 97号議案  | 平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）      |
|         | 第 98号議案  | 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）         |
|         | 第 99号議案  | 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）         |
|         | 第 100号議案 | 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）          |
|         | 第 101号議案 | 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）       |
|         | 第 102号議案 | 平成23年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）           |
|         | 第 103号議案 | 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）         |
| 日程第 2 3 | 第 104号議案 | 平成24年度宍粟市一般会計予算                      |

第 105号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
第 106号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
第 107号議案	平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
第 108号議案	平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
第 109号議案	平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
第 110号議案	平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
第 111号議案	平成24年度宍粟市下水道事業特別会計予算
第 112号議案	平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
第 113号議案	平成24年度宍粟市水道事業特別会計予算
第 114号議案	平成24年度宍粟市病院事業特別会計予算
第 115号議案	平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	第 70号議案 宍粟市暴力団排除推進条例の制定について
日程第 4	第 71号議案 ふるさと宍粟観光条例の制定について
日程第 5	第 72号議案 宍粟市組織条例の一部を改正する条例について
日程第 6	第 73号議案 宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について
日程第 7	第 74号議案 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	第 75号議案 宍粟市税条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 76号議案 宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第 10	第 77号議案 宍粟市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
	第 78号議案 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について
日程第 11	第 79号議案 宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 12	第 80号議案 宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第 13	第 81号議案 宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例について
	第 82号議案 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について

日程第 1 4	第 83号議案	宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5	第 84号議案	宍粟市立図書館条例の一部を改正する条例について
	第 85号議案	宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6	第 86号議案	宍粟市岸田多目的広場条例を廃止する条例について
	第 87号議案	宍粟市知的障害者授産施設さつき園条例を廃止する条例について
	第 88号議案	宍粟市テレビ施設運営基金条例を廃止する条例について
日程第 1 7	第 89号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 1 8	第 90号議案	兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
日程第 1 9	第 91号議案	西播磨地域消防広域化協議会の設置について
日程第 2 0	第 92号議案	市有財産の処分について
日程第 2 1	第 93号議案	平成24年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
	第 94号議案	平成23年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについて
日程第 2 2	第 95号議案	平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
	第 96号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	第 97号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 98号議案	平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 99号議案	平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 100号議案	平成23年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 101号議案	平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	第 102号議案	平成23年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）

号)

	第 103号議案	平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23	第 104号議案	平成24年度宍粟市一般会計予算
	第 105号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 106号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 107号議案	平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
	第 108号議案	平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 109号議案	平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 110号議案	平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
	第 111号議案	平成24年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 112号議案	平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 113号議案	平成24年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 114号議案	平成24年度宍粟市病院事業特別会計予算
	第 115号議案	平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

---

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

1 番	岸 本 義 明 議員	2 番	寄 川 靖 宏 議員
3 番	木 藤 幹 雄 議員	4 番	秋 田 裕 三 議員
5 番	東 豊 俊 議員	6 番	福 嶋 齊 議員
7 番	伊 藤 一 郎 議員	8 番	岩 薨 昭 美 議員
9 番	藤 原 正 憲 議員	10 番	大 倉 澄 子 議員
11 番	實 友 勉 議員	12 番	高 山 政 信 議員
13 番	山 下 由 美 議員	14 番	岡 前 治 生 議員
15 番	山 根 昇 議員	16 番	小 林 健 志 議員
17 番	大 上 正 司 議員	18 番	西 本 諭 議員
19 番	岡 崎 久 和 議員	20 番	岡 田 初 雄 議員

---

欠 席 議 員 な し

---

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局長	畑中正之君	書記	榎谷米男君
書記	原田渉君	書記	松原よしみ君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路勝君	副市長	岩崎良樹君
教育長	小倉庸永君	会計管理者	釜田道夫君
一宮市民局長	西山大作君	波賀市民局長	上田学君
千種市民局長	秋武賢是君	まちづくり推進部長	伊藤次郎君
総務部長	清水弘和君	市民生活部長	岸本年生君
健康福祉部長	杉尾克君	産業部長	平野安雄君
農業委員会事務局長	藤原卓郎君	土木部長	神名博信君
水道部長	米山芳博君	教育委員会教育部長	福元晶三君
総合病院事務部長	広本栄三君	消防本部消防長	幸島幸博君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

弥生3月、春なのに、冷たい雨は風花となり、自慢の宍粟の山々を白く染めています。それでも、どこかに春が、そんな思いで小川のせせらぎに誘われるように歩を進めますと、突然、ミソサザイが小さな体とは裏腹に、元気な声とともに飛び立ちます。まさか。懐かしさと驚きは、生きていたのかと、つい、この小さな小鳥にエールを送りました。改めて、豊かな自然と、かたくなに、環境に思いを寄せている私たちに、自然の仲間は素直に答えてくれます。やがて、沢沿いの草木が春の彩りを見せ始めますと、人知れずその源流に帰っていきます。

めぐる春秋にその立ち位置を忘れることなく、小さな姿で、この小さな小鳥にすら、その役割のあることを知らされます。

少しばかり生意気をお許しいただきたく存じますが、とりわけ、人としての役割は、政に職を置く私どもには、すべてのものへの思いやりと、その決断が望まれます。

本日、ここに第47回宍粟市議会3月定例会が開会されるに当たり、議員各位はもとより、市当局におかれましても、御健勝にて御参集賜り、市政発展のこと、御同慶の至りであります。とりわけ議員各位には、閉会中の各常任委員会、特別委員会の開会と御精励いただき、まことにありがとうございました。

言葉すら見つからなかった、未曾有の東日本大震災の3月がめぐってきました。被災者の復興や福島放射能除去、山積する問題は、解決の方途のないまま今に至っているように思えてなりません。一日も早い解決を。我々、地方の議会からも大きな声を発していかなければなりません。私たちの宍粟市においても、大きな問題が市民の話題となり、日々の生活はいや応なくめぐってまいります。

折しも今定例会には、住民に密着する条例の制定、改廃や、大切な平成24年度予算などが提案されますが、いずれも市民にとって重要な案件であり、慎重な審議が不可欠であります。

宍粟市議会にとっても議会基本条例の制定から1年が経過し、議会の責務を痛感した年となりましたが、少しずつではありますが、本会議や委員会での討論、一般質問等意識や見識の高いものになってきたように感じられます。

特に昨年からはまった議会のインターネット中継は、さらに来年度からテレビ中継へと移行し、市民の関心はより大きく変化すると思われまします。いま一度、その準備をする本会議であると今定例会を考えていただき、その努力も要請いたしたく思

うところでございます。

会期中には予算特別委員会も設置され、厳しい議会になると思いますが、議員各位と市当局の真摯な議論を期待し、開会のあいさつといたします。

市長、あいさつをお願いします。

○市長（田路 勝君） おはようございます。

本日、第47回宍粟市議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、ありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

昨日は、宍粟市でも雪が降りましたが、予報では来週ごろから暖かくなるとのことでございます。膨らみかけた梅のつぼみも、ちょっと一休みといったところでしょうか。きょうから3月。穏やかな暖かい春がやってくることを心待ちにしています。

ことしは日本海側地域を中心に大変な大雪となり、市内においても、波賀町戸倉、道谷地区を初め、北部地域においても生活道路の確保や屋根の雪下ろし、除雪作業など、当該地区の皆さんには、今なお大変不自由な生活をされておられることにつきまして、心よりお見舞いを申し上げます。

この記録的な豪雪には、改めて自然の厳しさに畏敬の念を抱くとともに、私たち人間の弱さを感じているところであります。

こうした中、先月4日には兵庫県小規模集落元気作戦事業の取り組みとして、雪おろしプロジェクト・イン・戸倉が波賀町戸倉で行われました。

このプロジェクトは、雪おろし体験を通じて、過疎と高齢化によって地域活動や日常生活の確保が困難となっている地域の将来を考えるというもので、西宮にあります関西学院大学の学生等12人が除雪作業と地域住民との交流を行いました。

現在の若者たちは、自分の存在感や社会貢献などに強い関心と存在意義を持っていると言われております。こうした意欲を過疎化や高齢化に悩む地域の活性化に生かしていくことは、これからの地域づくりの大きな手法の一つとして積極的に取り入れていかなければと考えているところでもあります。

地域のすばらしさとあわせて、具体的な地域課題も情報発信していくことで、一過性の交流にとどまらない、新たな交流というものが見えてくるのではないのでしょうか。

既に、一宮町千町地区では「あこがれ千町の会」という組織をつくり、阪神地域の住民との協働と共生の地域づくりに取り組まれているところであり、また、山崎



町小茅野、波賀町安賀地区や千種町鷹巣地区など、地域資源を発掘、発展させることにより、地域による地域のためのまちづくりに取り組んでいこうと活動を始められた地域も出現し始めております。

こうした、みずから知恵を絞り汗を流す、意欲的な活動を展開される地域について、今後とも市は積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、本日から始まります本定例会は、平成24年度予算、そして平成23年度補正予算など、46の議案を上程しておりますが、いずれも市民生活に直結する案件であり、宍粟市の将来像の実現に向けた重要な案件でありますので、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、平成24年度の施政方針及び予算案につきましては、後ほど詳しく説明をいたしますが、全国的に景気回復の兆しが見えない中で、宍粟市においても引き続き、厳しい財政運営を強いられる中ではありますが、自治基本条例の理念を基本として、市民の声が届き、地域社会全体で若者が定住しやすいまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

このような思いの中、平成24年度につきましては、地域力のアップが大きな課題であるとの認識を踏まえ、「環境・観光・地域力」をキーワードにした個々の施策を推進したいと考えております。

議会におかれましても、格別の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございます。

○議長（岡田初雄君） ただいまから、第47回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の本会議に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長あての報告書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、平成23年度（平成22年度対象）宍粟市教育委員会点検・評価報告書が、議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告5、本日、市長から議案46件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

11番、實友 勉議員、12番、高山政信議員、以上、両議員にお願いします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの26日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月26日までの26日間に決定しました。

#### 日程第3 第70号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第70号議案、宍粟市暴力団排除推進条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第70号議案、宍粟市暴力団排除推進条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年4月1日より、兵庫県におきまして暴力団排除条例が施行され、暴力団事務所の運営場所の規則や暴力団員への利益供与の禁止などが規定をされました。

兵庫県におきましては、この条例を施行し、全県上げて暴力団の排除に取り組む意向であることから、本市においても暴力団の排除を推進し、市民の安全で安心な生活を確保するために、条例の制定をするものであります。

主な内容といたしましては、全市を上げて暴力団の排除を推進することにしてお

り、市の責務としましては、入札・契約・給付等の事務や公の施設の管理事務において暴力団の運営に利することにならないような措置を講ずることなどについて定めているところであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 今、市長のほうから、市の暴力団排除推進条例の提案説明がなされました。今、お聞きしましたら、兵庫県のほうがこの県条例を施行すると。これに合わすんだということで、ああそういうことかというように感じたんですけども。そもそも、この暴力団の排除という問題につきましては、平成3年に暴対法と言われるものが施行されて、もう随分になるわけなんですね。それで今、市長の提案説明で大部分は理解できましたけれども、なぜ今ごろかなということが一番ございます。

お尋ねをしたいことは、今、この期に及んでこういう条例を必要とするということとは、この本市の行政推進に当たって、この暴力団、もしくはこの2条4項にございます「暴力団密接関係者」という言葉が定義として出てまいりますが、こういうことが日常の中に支障として、こういう条例を制定する必要があるほどの現状であるのかということ。

それからこの目的の中には、当然ながら、市行政のみならず市民生活の安全・安心に寄与するということが書かれてございますが、そこまで踏み込んで、市として暴力団の排除推進運動を進めていく気構えであるんであらうと思います。そうしますと、当然ながら、非常に我々もこの暴対法ができて以来、この暴力団対策というものにつきましては、日常一市民と言わず、あるいは事業者と言わず、非常に微妙な部分で苦慮してきているのは現実でございます。そうするならば、当然ながらここにも書かれておりますように、この暴力団ないしは密接関係者の実態、あるいは手口に関しての対処に対する知見とか知識、こういったことを持った方が、市の行政の中に、みずからその行政の中に加わっていただくというか、端的に言えば、そういう知見のある方々を採用なさって対処するということが非常に具体的かつ現実的に効果があるように感じるわけでございますが、そういったことに対してどういうようなお考え、対処をなされようとしているのかということについて、市長のお

考えを承りたいと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の、今なぜ必要があるのかという点でございますが、これ、市長のほうからも提案理由の説明を申し上げましたとおり、平成23年4月から、県については条例を定めております。しかしながら、県だけではなしに、県下全市町が一体となって取り組むことが一番重要であるということで、県警の本部とも協議、調整を重ねてまいりました。したがって、現在、具体的に市行政に悪影響があるかという実態は明確にはございませんが、全体で条例を制定して、市として暴力団を排除することを明確に外部に表示する、表明する、このことが暴力団の活動を抑制したりすることによりまして、最終的には市民の安全を守ることができるということで、今回定めるものでございます。

それから、2点目には、市行政の市民の安全、何を寄与する想定があるのかということにつきましては、後で条例でも出てまいりますが、市営住宅への入居制限、こういうようなことも具体的にやっていきたいと。

それから、現在30施設を16事業者に指定管理をしております。そういった公共的施設を初めとする使用の制限、これも明確にやっていきたいと。

それからさらに、市が発注いたします工事請負等の請負関係、これも暴力団の活動になったり、また、資金調達源の恐れもございまして、そういった抑制も明確にやっていくということで、当然こういったものが市民生活の安定に寄与することになるというふうに思っております。

最後に、この条例が有効に機能するためには、具体的にその関係者の実態がわからなくてはならないのではないかということでございますが、そのことは県警の本部とも密接な調整を行う中で、県のほうが暴力団関係者かどうかということも明確に周知をいただくというシステムづくりになっております。したがって、市そのものが専門的識見を要するような職員を採用するという点については、今のところ必要がないのではないかというように思っております。今後、必要性が出てきた場合には、市長に判断していただきまして、さらに進める必要があると思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） この条例は、総務文教常任委員会のほうに付託審査される予

定でございますので、詳しいことにつきましては委員会に所属しているのでお尋ねをしますが、私が一番聞きたいことは、今、御説明のあったことは市の行政として、いわゆるこの条例に基づいて暴力団、もしくは密接関係者の接触とか関与を排除していこうということにウエートがかかっている説明であったと思います。

しかし、一番のねらい、暴対法が出たときに我々も民間の事業者として、この問題に正面からぶち当たって体験したことを申しますと、なかなかもって、この情報提供いただくとか、あるいはこの法律に書かれていることを表向きに出していても、なかなかもってこういう方々は生活がかかってございますので大変巧妙でございますし、その抜け道もよく御存じでございます。そういうことで、いよいよになってくると、事業者ないし市民が大変、情報との狭間に立って苦慮するというのが現実でございます。そうしたときに、本当に市民がこうした条例とか法律に基づいてみずからの仕事を守ったり、身を守るということは、大変厳しい局面というのがまま生じるのが現実でございます。そうしたときに私が思いますのは、市がこの条例をおつくりになる以上は、この排除推進運動を積極的に、やっぱり市民の間にも生きたものとして生かさなきゃならんだろうと。そうするならば、頼りになるのは窓口である市役所になるであろうと、こう思うんですね。そうしたときに、どういう部署のどういう方が本当に親身になって相談に当たったり、対処をしてくれる助言、指導をしてくれるのかということが重要でございます。ここのところの信頼、信用というものが本当にしっかりと確立されないと、こういうのは形骸化してしまう心配があります。

それで、お尋ねするんですが、この2条5項に「関係機関等」という定義がございます。この中には、いわゆる法の32条の2第1項の規定により、兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたもの、その他の暴力団の排除のための活動を行う機関または団体という定義がございますが、これには自治体としての宍粟市を意味しているんですか。含まれているんですか。この点をお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） あくまでも市は、行政が率先して、まずやっていくと。それに基づきまして、市民に対して広報、周知をしていくわけでございます。ここに言われる行為の関係、関係機関等については、センターとして指定を受けたものと、またその他の暴力団の排除のための活動を行う機関、または団体ということについては当然市といいますか、これは市の条例でございますので、そういった協力団体のことを申し上げておりますので、ここには市は入るわけではございません。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薨昭美議員。

○8番（岩薨昭美君） そうすると、暴力団もしくは密接関係者、こういう人たちの接触なり絡みを受けて、市民なり事業者が苦慮する問題が生じたときに、この条例をつくり、施行される市の立場としては、どこのどういう部門が、こういう事業所や市民の相談や指導、助言に当たっていく部門として想定をされているんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 先ほど申しましたように、市としては総務部総務課が窓口になります。ただ、事案等の相談については、先ほど申しましたように、県警本部と密接な連携をとりながら相談、対応することになっておりますので、そういった暴力団と言える関係者、その情報も、警察のほうで判断をいただくと。対応も警察にさせていただくということになっております。

○議長（岡田初雄君） 続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

今説明があってわかったこともあるんですけども、暴力団の排除を推進するということは大変いいことで、ぜひ取り組むべき課題だと思います。

それで、幾つかお聞きしたいんですけども、実際、宍粟市として過去に暴力団等からの行政への介入、そういうふうな事案はあったのかどうか。その点、まずお聞かせ願いたいと思います。

それと、今回の条例で言いますと、一番大事なのは、いわゆる暴力団関係者の実態把握、これができなければ、すべてせっかくつくった条例も生きてこないというふうなことになります。その点で、今、総務部長は県警本部からの情報提供によるというふうなことをおっしゃられたんですけども、県警本部自体が、果たしてここで規定されているような暴力団の密接関係者と言われるところまで把握しているのかどうか。そのあたりも含めて、もしできているとしたら、宍粟市においてはどのような実態になっておるのか、そういうことがわかりましたら、お示し願いたいと思います。

それとあわせて、第80号議案に市営住宅の条例の関係が出てきておりますけれども、この条例にも、この推進条例を受けて、暴力団員の入居の取り消しというふうなところ、またあわせて同居者も含むというふうなことが書かれております。そういうことについても、どう関係者であるかというふうなことを把握することが一番大事になってこようかと思うんですけども、先ほども言いましたように、県警が

果たしてどこまできっちりと、末端のいろんな関係者というところまで把握しているのか、そのあたりお聞きなのかどうか、その点も含めてお聞かせ願いたいと思います。

それと、この条例を制定するに当たって、今、岩薮議員も言われておりましたけれども、その実効性をどう担保していくかということが一番大切になってこようかと思えます。そのためには、まず第一に実態がどうなっているか、そういうところをきちっと把握しないと、せっかくつくった条例が生きてこないということになりますので、そういうことで一番大切な実態把握というところについて、果たしてこの条例にあるような末端、末端というか、そういう関係者まできちっと把握ができるものなのかどうか。そのあたりはどういうふうに考えておられるのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 4点ございました。

まず、市におきまして、過去といいますか、暴力団からの勧誘事例でございますが、具体的な事例については、お話については聞いておりません。聞いていないということで、あったかどうかもわかりません。

それから、市内の暴力団関係者、先ほども出ていましたけれども、具体的にだれなのかという、状況がつかめるのかということについては、県警本部との調整の中で、事前の周知についてはできませんということ聞いております。ただ、実効性がなければ具体化できませんので、少し事務手続のことで説明をいたしますと、まず市が契約をする相手方を決めました時点で、その業者から、県警へ照会をします承諾書をいただきます。その承諾に基づきまして、県警本部に、例えばだれだれ会社の社長だれ、従業員だれという名簿を送りまして、その名簿に基づきまして、県警のほうで暴力団関係者であるかどうかの返事をしてまいります。そのことで、うちとしては、条例に基づいて契約ができない旨を通知し、後は県警本部が業者と対応してくれるという手順になっております。したがって、この公営住宅の入居の関係につきましても同様でございます。入居者の関係者の名簿を県警に照会すると。その返事によって後の対応、退去命令等の手続をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） よろしいか。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第70号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第70号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第4 第71号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第71号議案、ふるさと宍粟観光条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第71号議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

宍粟市において、これからの観光は恵まれた資源を有効に活用し、地域の魅力として市内外に発信することで、広く市民の方々が観光立市に対する理解を深め、一人一人がその担い手として、その役割を果たすとともに、従来の景色を見る「観光」から、市民が住んでよかった、観光客が訪れてよかったと、幸せや喜びを感じ合える「勸幸」への転換による、観光立市の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定しようとするものであります。

本条例では、市民、観光関連事業者、その他の事業者、市、それぞれの観光立市を実現するための役割を定め、具体的で持続可能な観光地の形成等のための施策の実施を図るため、観光基本計画策定や観光立市の基盤となる新たなしくみとしての観光プラットフォームを構築することなどを定めております。

この条例を制定することにより、すべての関係者が一体となって観光を推進していくことで、よりよい宍粟市を創造しようとするものであります。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番(岡前治生君) 14番です。

市長の思いの入ったふるさと宍粟観光条例だと思うんですけども、そういう点で、市長にお聞きしたいと思うんですけども、この条例の制定の必要性に至った



理由、今の宍粟市の現状の観光の評価でありますとか、この間の入り込み客の状況でありますとか、また、観光での経済効果でありますとか、また、アンケートをとられておるかどうかわかりませんが、市外、都市部の方を中心に、宍粟市に対してどのような観光目的であるとかそういうことを求めているかというふうな、いわゆるニーズ調査であるとか、そのような指標というふうなものがもしあるとすれば、どのような分析のもとに、この条例の提案に至ったのか。そしてもし、そのような指標があるとしたら、そのような資料も、委員会でいいと思いますので、この間、観光客が減少傾向にあるから、それに歯どめをかけるために新たな観光の考え方で取り組むとか、そういうふうなこともわかろうかと思っておりますので、その点、まずいかがかなということでお聞きいたします。

それと、2点目でありますけれども、この条例を読みますと、新たな観光地の形成というふうなことが出てきております。それについて、市は必要な施策を講ずるというふうなうたっておりますけれども、これには当然、観光地の形成については予算出動が伴うことであると思っておりますけれども、そういうことで市民生活の向上という部分と、ある意味観光という部分は、外から入ってきてくれる人に楽しんでいただくというふうなところで、なかなかどちらも大切にしなければならないけれども、どちらに比重をかけた行政運営を行うかということも大切であります。そういうところで、そういう予算確保についてはどういうふうな考えのもとに進められようとしているのか。これからこの中にも基本計画をつくられるようでもありますけれども、その中での検討ということになるのかもしれませんけれども、そのあたり、市長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

それと、この後出てくる組織条例とも関連するわけでありましてけれども、宍粟市の場合は林業・農業、川での漁業なんかを含める1次産業や、またそれを加工する2次産業、そういうものとの連携をなくして観光というのはなかなか成り立たない。今、6次産業というふうなことが言われておりますけれども、1次産業、2次産業と連携して、付加価値をつけて特産品を売っていくというふうなことも含めて、どうしても産業という部分の、一部からは観光を独立させては考えにくいと思うんですけれども、そういうことで考えますと、やはり部の所管を変更するというところについては、十分な連携がとれるのかどうか。そういうところに大変不安も感じるわけでありましてけれども、そのあたりのところは、また組織条例のところでも市長の考えをお示しになるのかもしれませんけれども、私は今回の組織条例の改正に至った背景には、このふるさと観光条例の施行が、市長の思いとして強いものがあるので

はないかというふうに思っておりますので、そのあたり、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、いろいろたくさん質問なされたわけですが、このふるさと観光条例というものは、前々からも申し上げておりますが、自分たちが住みよいというところをつくっていかうというのが一番基本であります。

この語源といいますか、観光のこうした定義といいますか、元というのは、中国の四書五経の易経というところにあるわけなんです、これには「国の光を見せるのはもって王の品たるによろし」ということが書いてございます。このことは、地域のいろんなくれた物を来られる人にお見せしておもてなしをするということは非常にすばらしいことだということがここには書いてあるわけであります。

そういったことを逆に言いますと、自分たちの住んでいるところを自分たちの手で住みよい地域にしていく。そしてそのことを、また、自慢とは言いませぬけれども、人にも見てもらったりもしながら過ごしていくということが、私は基本である。そういうことから考えますと、まさにみずからが地域づくりを考えていかうということにもつながっていくというふうに思っております。

そういうことで、来てもらう側とか、住んでいる側とか、どっちに予算ようけ置くと、そういう発想ではないというふうに申し上げておきたいと思えます。

で、そういったことの取り組みの中で、今おっしゃったような農業、あるいは林業、あるいは芸術、スポーツ、いろんなものを含めて、そうしたことを、あるときには組み合わせをしたりということの中でやっていくことが必要であろうかなというふうに思っています。

そういうことで、あとの細かいことにつきましては、担当部長が申し上げますが、基本的な考えというものは、今申し上げたとおりであります。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、この条例案の制定、至った経緯等については御案内のとおり、昨年6月から公募委員さんも含めた基本計画の策定委員さんの思い、さらにはパブリックコメント等によります40件に余る市民の皆さんの直接のお声、それから、行政側としては、横断的なプロジェクトチームを立ち上げまして、丁寧に仕上げたものというふうに確信をいたしております。

観光振興は、先ほど市長の御説明がありましたように、やはり訪れる人と地域の人を結びつけ、交流と地域コミュニティーを生かすとともに、地域の経済効果をもたらすなど、今後、宍粟市において非常に重要なものということで期待をしているという状況でございます。

本市においても、先ほどもありましたように、豊かな自然資源、それから史跡、伝統芸能など、いろんな資産もございます。とりわけ、さまざまなイベント、それから農産物、それから地域の資源等を有しているわけですが、一方では、やはり観光客のニーズも大幅に変わってきております。旅先での体験や、人との触れ合い、ゆとりを求める指向になっていると。そのような中から、今回の条例についても、それぞれの市民の役割、それから観光事業者の役割、それから条例の中にあります農林業者の役割等々についても明記をしたところでございます。

お尋ねの具体的な仕様等につきましては、現在策定中の基本計画の中で細かいアンケートの集計なり、それから状況については取りまとめをしておりますので、今の概略版で、後日委員会のほうにも提示をさせていただきたいというふうに考えていますが、具体的な金額なり、入り込みの数値でございますが、平成23年の観光客の入り込み客117万8,000人に対しまして、今回の基本計画の周期が基本計画の周期、平成27年度末に合わせておりますので、経済成長等も含めまして117万8,000人を平成27年度末に132万人を目標としております。効果といたしましては、63億円が70億円ということで、7億円の増という指標を立てているというところでございます。

それから次に、具体的な費用等、予算確保につきましては、先ほど申し上げましたように、基本計画の中で、それぞれ先駆的な事例、それから観光の基盤となるような、例えば特産品の開発、それから市外へのPR、田舎暮らしの体験、それから観光案内所の設置等、今出ているものから施策の中に反映をさせていただいて、引き続き行います平成24年度の計画の中に出てきたものについても弾力的に対応していきたいというふうな考え方でおります。

それと、3点目の1次産業との関係の組織、この部分については、担当部長さんのほうからもまた説明があると思いますが、今回の条例の中で、11条2項に持続可能な観光地の形成ということで、さまざまな、今、ツーリズムが考えられておりますが、特にエコツーリズムを推進して、持続可能な観光地の形成に当たっていくということで、推奨のツーリズムという考え方を持っています。すなわち、環境と観光をリンクした将来的なまちづくりというふうな特色を持っているということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 組織条例での観光、まちづくり推進部になっているというふうな部分でございます。

先ほど市長が申されましたように、いわゆる今後の観光というふうなものを考えた場合に、地域力であったり、また、郷土愛を紹介していくというふうな部分。思いといたしましては、そこへ訪れたい、もう一度、訪れてみたい、また、そこへ住んでみたいというふうな、そんな思いを起こしていただくような観光であるべきでないかなというふうなスタンスでもございます。

そんな中で、部局を超えまして、それぞれ連携を図る中で進めておりまして、観光につきましても産業部と連携を密にする中で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 市長の思いは思いとしてあるとは思いますが、この後の施政方針の中でも、観光について触れられておりますけれども、観光という定義、今、市長がおっしゃられたような部分も確かにあると思いますけれども、もう既に宍粟市として、例えばスキー場でありますとか、温泉でありますとか、滝でありますとか、そういうふうな宍粟市に定着をした観光資源、それに基づいて観光協会や商工会などが連携している、取り組んでいるいろいろなイベントの事業とか、そういうものとの対比を考えた場合に、今、市長が言われた、新しい、そういう意味では、これから開拓していく新しい開拓分野ではないかなと思うんですね。それにもかかわらず、観光というふうな一つの範疇で、それをすべてまとめてしまっているのかなと。私は今、市長の話を知ると、どちらかといえば、地域づくりのほうにウエートが置かれて、そういう中でいろいろな体験やおもてなしを通じてまちの人と交流を図っていくというふうなイメージにとらえることができるわけで、それを、果たして観光という範疇に入れていいものかどうかというところでは、私はまだちょっと理解ができない部分があるんですけれども、そのあたり、市長はどのようにお考えですか。その観光というふうな定義を、先ほど言われましたけれども、そういう地域づくりという部分と観光というのは、果たして結びつくのかどうか、その点、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 私は結びつくと思いますし、先ほど説明したとおりであります。

現在いろいろあるものはあるものとして、大切にしなければならないというふうに思います。ただ、私が言いたいのは、例えば、山崎のフジ、非常に有名であります。しかし、じゃあみんなの財産としての認識があるかないか。そこが違いだと思おう。やる人は、一生懸命いろんなことを、お店を出したりしてやったりとか。あるいは剪定をボランティアでやったり、一生懸命やっておられます。しかし、全体としての財産だという認識が皆さんにあるかないかという、そういうところも踏まえてやっていかなければ、本当の意味での観光ということには成り立たないのではないか。例えば、カヌーにつきましては、非常に大事な資源でありますけれども、これ、波賀の、あなたもそうですが、非常に反対もされてきたわけですが、やっぱりそれはそれとして、大事にすべきものはすべきじゃないかと。私はそのように思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第71号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第71号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第5 第72号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第72号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第72号議案について、説明を申し上げます。

宍粟市発足以降、組織機構につきましては、業務の見直し、統合などによる効率化、簡素化を図りながらも多種多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、段階的に組織を再編してまいりました。

平成21年5月の就任以来、私は何よりも市民とともに歩む行政を目指して、平成23年4月1日には自治基本条例を施行し、「まちづくりの主役は市民」との理念から、市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくり推進部の創設などを行って

まいりました。

今回の改正は、より一層その理念を諸施策に反映し、効率的な推進を図るために組織の再編を行うものであります。

具体的には、自治基本条例に掲げた参画と協働によって市民の力を結集し、それぞれの分野における特徴ある施策の推進に重点をおいた体制整備を行うため、まちづくり推進部を再編し、これまでのまちづくりや環境の部門に、観光部門や防災部門を新たに統合するものであります。

また、宍粟市の地域資源である豊かな自然や歴史、人情、風土をまちづくりに生かし、市民には愛着と誇りを、市外からの来訪者にはあこがれと敬愛を抱かせるふるさと宍粟の創造を目指す体制強化であります。

一方、行財政改革においては、厳しい行財政状況にあっても安定的で持続的な行財政運営を図るため、まちづくり推進部と総務部の両部にまたがる管理部門を統合し、スリム化するとともに、企画、総務、財政などの部門を企画総務部にすることで、効果・効率的な組織づくりを目指すものであります。

なお、今後においては、社会の変化に対応した、宍粟市としてよりよい組織のあり方を引き続き検討していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 議題となっております宍粟市組織条例の一部を改正する条例について、以下の質疑を行います。

昨年も企画部を廃止して、まちづくり推進部を創設された経緯もございます。毎年、このような機構改革、事務分掌の改革が行われておりますけれども、もう少し長期的な視点で対応できないのか、お尋ねをいたします。

それからまた、こうした事務分掌、それから部の事務分掌の改善、改革によりまして、担当課の異動とか、それから看板を直さなあかんとか、それから職員の名刺なども刷りかえなければならんとかいうようなことも出てくるんじゃないかなというふうに思うんで、行政推進についてのメリットにつきましても、市長の思いは理解できるところもございますけれども、逆に言うたら、こうした毎年の改正によってどれだけの事務費の経費負担等が考えられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） まず、事務分掌の変更によります費用のことをございませが、想定されるものにつきましては、まずパソコンの設定コードの変更、それから先ほど申されましたように表示看板、また個人にとっては名刺の変更等ございませが、それは個人の関係もございませるので、費用は、実態は把握はできておりません。ただ、費用が幾分いるのかにつきましては、事実でございませ。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 先ほど市長のほうから説明をされました。その部分の補足というふうなことになろうかなと思うんですけども、組織機構の編成にあたりましては、まちづくりの主役は市民であるというふうな考え方に立ちまして、平成23年度、平成24年度の2カ年にわたりまして、市民が主体のまちづくりを実現する組織づくりとするために、今回、組織の再編を行いたいというふうにございませ。

一方で、厳しい財政状況の中にありませても、特色あるまちづくり、そして安定した持続的な行財政運営を図るために、職員数の抑制が必要でありませして、第2次宍粟市行政改革大綱に沿った効果、効率的な組織づくりというふうなものを目指してございませ。

以上でございませ。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 名刺などは個人の物だと言われてございませけれど、その支出も大変じゃないかなというふうにございませ。

こうした改変によりませして、具体的に1階から2階へ行くとか、3階から2階に行くとかいうような、そうしたことまで検討されてございませるのかどうか、お尋ねをいたしましませ。

それと、これ、条例ですと企画総務部ということでございませけれども、私ども議員がいただいでございませ資料では「総務部」ということになつとんございませけれども、この点について、お尋ねをいたしましませ。

それからまた、こうした事務分掌の見直しによりませして、総務部か企画総務部かが非常に大きな部になるんじゃないかなというふうにございませけれども、その点、事務的な掌握が十分できるのかどうか、お尋ねをいたしましませ。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君）　まず最初に、組織の改変によります場所の配置の問題でございしますが、今現在検討中でございます。まずは北庁舎への健康福祉部の移設、これも考えております。それから、まちづくり推進部がどの階にあると一番効率性があるか。そういった等も検討いたしております。どちらにしましても、できるだけ早い時期に、職員の方にも周知をして決定し、効率的な移動等をしたいと思っておりますので、その際にはまたお知らせしたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君）　まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君）　管理部門の拡大というふうな御質問でございますけれども、この件に関しましては、社会情勢の変化であったり、また廣汎な視点に立ちまして、本市の目指すべき方向性というふうなものを明確にする中で、合併のスケールメリットを生かした、さらなる統合を図るというふうなことの思いで、今回組織化させていただいたというふうな部分でございます。

肥大化するというよりも、私どもはスリム化したと、効率化を図ったというふうな視点で、今回の組織機構につきましては、そういった視点に立って、そういう案を正していただいたというふうなことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君）　副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君）　委員会に組織の改編につきまして、報告いたしましたときに、「総務部」で資料が出ておりました。その後、まちづくり部と総務部を確定させるに至りまして、やはりまちづくり部から企画部門を総務部へ持っていったということを明確にしたい、見てわかりやすくしたいために、「企画総務部」と、総務の上に企画の仕事も持っておりますよという状況にしたところでございます。

○議長（岡田初雄君）　続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君）　14番です。

組織条例については市長の専権事項でありますので、考え方だけをお聞きしたいんですけれども、一つは、先ほども山根議員のほうからもありましたけれども、組織的に大きくなり過ぎるということもありますけれども、企画総務というふうなことになって、企画から財政、そういうことも含めて、一つの部が持つというふうなことで、そういう意味で、権限集中という言葉はおかしいかもしれませんが、そういう意味での行政上の権限が集中するというふうなことにならないのかどうか、その点、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

それと、去年提案された中で、市税、国保税というふうなところが総務から分割されて市民生活部というふうなことになったわけでありましてけれども、財政担当課、



財政を扱う総務部として、やはり市税とかという部分については、当然担当すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりの見直しはなぜされなかったのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、この組織条例の改正を受けて、議会でも委員会条例の改正をしなければならぬというふうなことになるんですけども、市長も議会を経験されている立場からして、場合によっては、その部の担当、部の一部を、今回で言いますと、例えば、市長が今言われた、地域づくりとしての観光を目指しておられるということでまちづくり推進部に入れられたという趣旨はありますけれども、私たちが考える観光のあり方という点で、相互理解がもしできなかったとすれば、場合によってはその観光をまちづくり推進部の中にあつたとしても産業建設常任委員会の所管にするとか、そういうふうなことも考えざるを得ないかなというふうなことで、今、議会運営委員会の中でも検討しておることを、きょう議員協議会でも報告したようなことであります。

そういうことから言いますと、市長としては、そのようなことが適切というふうなことなのか、それとも一つの部としてのまちづくり推進という中で、その観光というのを、あくまで考えていただきたいというふうな立場なのか、そのあたり、お聞かせください。

それと、最後ですけども、今回のまちづくり推進部の中身を見ますと、市民生活部の仕事が、また従来の企画部であったところ、まちづくり推進部に、今、戻っておるように見えます。そういうことから考えますと、そのまちづくり推進部自体を廃止して、市民生活部というふうなところにまちづくりとかそういうことも含めて調整をして、その一つの部を減らすというふうな考え方もあつたのかなというふうなことも思うわけでありましてけれども、そういう点は、市長はどういうふうにご判断の上で判断をされたのか、その点、お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 権限が肥大化してということではありますが、国の場合はそれぞれが独立した省庁になっています。しかし、市の場合はそうではありませんから、肥大化して、そこだけが権力を持っているというようなことにはならないというふうに考えております。

それから、委員会条例のために組織を変えろというのは暴言じゃないかなと思いますね。だから、それは委員会は委員会の中で、例えば総務部の中の、これはこちらの委員会でやろうと言われるならば、それはそれで、議会の運営委員長さんです

から、議会の中で決めていただければ、私はそれで結構ではないかと、そのように思っております。

あとのことについては、担当のほうがお答えします。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 総務部の財政の部分を担当しておるのに、市税は市民生活部であると、戻すべきではないかというふうな御質問でございます。担当部局の検証によりますと、平成23年度におきまして、総務部から市民生活部へ移行をいたしました。業務遂行上で特段不都合はなかったとの見解でございます。

また一方、メリットという部分では、国保医療の国保税が同じ部でありまして、業務連携が図れたというふうなメリットを聞いております。

それと、まちづくり推進部の所管の部分を見ると、その部の必要自体に疑義を感じると、同部の廃止というふうなことでございますけれども、今後のまちづくり、今もそうでございますけれども、市民の参画と協働というふうなことが欠かせません。まちづくりを担うのは、いわゆる官だけではなくて、市民は公共サービスの受け手のみの立場ではなくて、市民の1人として、また、市民団体やNPO、地域組織のメンバーとして、まちづくりの担い手になっていただきたい、そういうふうな重要な役割を持っております。いわゆるまちづくりの分野は、新しい、この胎動と申しますか、殻を破って、こういった市民の参画というふうな部分が非常に重要になってくる中、市民の活動を生み、はぐくみ、高め、支え、つなぎ、広げるといった時代に合った新たな仕組みづくりや環境整備が重要と考えておりまして、平成23年度のまちづくり推進部を設置したことは、そのゆえんにあるところでございます。本年はその拡充といたしまして、環境・観光・消防・防災部門のまちづくりをまちづくり推進部へ集結いたしまして、市民とともに進めるまちづくりを実現するために組織としたものでありまして、今後はまちづくりには重要な部署というふうと考えておりまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 組織条例の関係なんで、市長の答弁だけでよかったわけですが、一つ市長に訂正をお願いしたいと思いますのは、先ほど市長は、議会の立場で委員会のことから委員会組織を見直せというのは暴言だというふうなことをおっしゃいましたけれども、私はそんなつもりで言ったことはありません。先ほどもしやいましたけれども、あくまでこういう組織にかかわることは市長の専権事項

であります。そういう中で、先ほどのふるさと観光条例とのかかわりでも申し上げましたけれども、まちづくり推進部の中に観光があることによって、場合によってはそういうふうな分割の所管もあり得るかもしれませんよと、こういうことについて市長は議会の議員の経験もおありでしょうから、そういうことについてはどういう見解をお持ちですかということをやっただけで、そのことをもって議会の所管のためにこの内容を変えよというふうなことは一切申しておりませんので、先ほどの「暴言」という言葉は取り消していただきたい。

それともう一つ、先ほどの議案の中で、市長は私に対して、「カヌー反対」という言葉もおっしゃいましたけれども、そのような言葉が続きましたのであえて申し上げておきますけれども、私はカヌーというスポーツの振興に対して反対した覚えは一切ございません。ただ、カヌーの拠点施設の整備にかかわって、和弘美術館を拠点整備施設とすることについては余りにも多額の経費がかかるのではないかという疑義を申し上げて反対をただけでありますから、先ほど言われたようなカヌー反対ということはありませんので、そのあたりも含めて、もう少し丁寧な言葉遣いで答弁をしていただきたいですし、先ほどの「暴言」なり「カヌー反対」という言葉については取り消していただきたいと思います。

そういう点で、それとあわせて、今回、先ほどもまちづくり推進部の是非については、まちづくり推進部長みずから答えられたんですけれども、市長としては、これほどいろんな意味で、行政改革行政改革というふうなところで、市民負担はふやしというふうな中で来ているわけですけれども、その行政改革によって、部を一つ減らす、それぞれの部の組織自体は大きくなるかもしれませんけれども、こういうふうな思い切った組織条例の改正をされるのであれば、まちづくり推進部の廃止というのも一つの選択肢にはなかったのですかということでお聞きしたので、市長としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、市長も議会経験があるから審議のときにどうかと言われれば、そういうふうに私はとったわけで、今おっしゃったような意味でなければ、それはそれでいいと思います。

それから、カヌーにつきましても、先ほどいろんなスポーツをおっしゃったけども、カヌーだけ言われなかった。そしてかつてはそういった取得等については反対をされたということから、反対なのかなとそう思ったんですが、スポーツそのもの

は賛成だという言葉をお聞きしたので、安心をいたしました。

それと、行政改革と組織機構ですが、これについてはある一定の大きなものを最終的にはにらみながら、組織というものも生き物でありますから、毎年、少しずつ変えなければならないもの、あるいはぼんと変えてしまわなきゃならないもの、あるいは場所の問題、あるいは人の問題、いろんなことを想定をしながら、その年に一番いいだろうということをみんなで検討しながら、最終的にそうしたことに持っていった。そしてまた、宍粟市の規模であれば、最終的にはこういう組織がどうかということも頭に持ちながらそういうことをやっておりますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第72号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第72号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

---

午前10時55分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 第73号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第73号議案、宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第73号議案について、説明を申し上げます。

しそうチャンネルは、行政情報・防災情報等を市民に提供しておりますが、視聴するには姫路ケーブルテレビへの加入が必要となり、テレビサービス加入に伴い、視聴料金が発生すること、また良視聴区域における姫路ケーブルテレビへの加入が低迷をし、しそうチャンネルによる行政情報等の提供ができていない状況にありま

す。

こうした状況の中で、しそうチャンネルの視聴者をふやし、光ケーブルネットワーク施設の有効活用を図り、それによって、行政情報、防災情報等の情報伝達の確実性の向上と情報の共有による市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、放送通信サービス加入時負担金の免除に係る期間を、姫路ケーブルテレビの加入促進期間との調整により、平成26年3月31日まで延長することにより、加入促進を図ろうとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 負担金の徴収の免除期間の延長でございますけれども、言うたら加入が少ないと。当初の目標には達していないというふうに理解したわけですが、なぜそれだけ加入が促進されていないのか。どういう認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、しそうチャンネルに加入している方もおられますし、加入されていない方もおりますけれども、なぜ加入が伸びないのか、その点、どういう認識を持たれておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 御質問にお答えしたいと思います。

しそうチャンネルは朝6時から10時ということで、文字放送と動画放送、1時間ごとに放送をしております。そういった中で、山根議員の御質問の中で、伸びない理由というふうな部分でございますけれども、今回、より多くの、それぞれの家庭にできるだけたくさん入っていただきたいというふうな思いがございます。そういうふうな中で、ネットワークの加入時の負担金の徴収免除期間を平成26年3月31日まで延長をさせていただきたい。この2年間でもってその加入率アップをしていきたいというふうに考えております。

いわゆるテレビの難視聴の部分だけではなく、アンテナから直接テレビの番組も見られるというふうなところがありまして、そういった部分での加入率の低下みたいなものがございますけれども、今後、しそうチャンネルの内容も充実いたしま

して、その辺のところの加入率アップに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 加入率のアップに努めたいということでございますけれども、現行の加入率は大体何%ぐらいで、この期間延長によって、何ぼぐらいの加入率の目標設定をされているのか、お尋ねをします。

それと、加入が進まない理由として、どういうことが挙げられるのか。加入が進まないということをどのようにとらえておるのか。番組内容が悪いのか、月額の使用料がかかるから大変やということで加入が進まないのか。そうした点について、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） しそうチャンネルの加入状況でございますけれども、姫路ケーブルテレビの加入状況は市全体で7,267件というふうになっております。加入率は約49%というふうな状況でございます。

一方、自主アンテナで視聴が可能な地域については、2%から41%という加入状況となっております。

そのことでの理由というふうなものは、月々525円という利用料がかかるというふうな部分ではないかなというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

こういう加入推進期間の延長というのは、水道施設ができたりとか、下水道施設ができたりしたときもあったと思うんですけども、こういうときにはそういうのが3年間ないしに決められておって、そういう時期での加入分担金の優遇措置とかいうふうなことの延長はなかったように記憶しておるんですけども、そういうこととの今回の整合性はどういうふうに考えておられるのか、1点、お聞きしたいと思います。

それと、しそうチャンネルについては、今言われたように、結局私たちが光ケーブルを全市布設するというときにも申し上げたとおりの結果になっております。いわゆる山崎の中心部については、無料で民放のテレビのデジタル放送が受信できる地域が相当数あると。そういうことから、本当に、北部地域については光ケーブルを引いてもらわないと受信ができないので仕方ないけれども、山崎中心部については別のコミュニティーFM放送を導入するとか、そういうことによって防災情報を

伝える、そういうふうな提案もしてきたわけでありましてけれども、結果的に数十億円かけて山崎中心部も含めて整備されてしまいました。当然こういう結果になるだろうということはとうに指摘しておいたとおりであります。

結局は、先ほどもありましたように、無料で受信できる地域の方がしそチャンネルを見るためだけに毎月525円というのを払われるかどうかなんですよね。それを払うのが惜しいとか、たったの1チャンネルだけのために525円を支出するのかどうかとか、やっぱりそこら辺で、加入率が伸びないということがあると思うんですよね。逆の見方をすれば、北部の地域はケーブルテレビに入らないと視聴できないから、当然525円を毎月払って姫路ウインクのテレビ放送を受信していると。逆に山崎中心部においては525円を払わなくても一般の民法やNHKの放送も受信できるというふうなことになっているわけですから、逆に言えば、その525円の徴収をやめれば山崎中心部についてもしそチャンネルの加入が促進できると。しーたん放送についてもいまだに100%になってない状況にある中で、とてもこの期間を延長したからといって、しそチャンネルへの加入が、ふえるとは思えません。そういうことでの、逆の意味での不公平も生じているということも十分御承知いただいて、その525円というのをどういうふうに考えるのか、そういうところは、市としてどういうふうに見ておられるのか。私は、しそチャンネルを見るだけに525円を払って加入される方というのは、本当にごくわずかではないかな。期間を延長したとしてもそんなに伸びないだろうというふうに思いますけれども、それはどういうふうに見ておられますか。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 難視聴の部分との整合性というふうな御質問でございますけれども、難視聴につきましても、それぞれ以前は組合をつくられて、その設備、運営管理についての費用をそれぞれの家庭で管理するための費用を支払っていたというふうな経緯もございます。その相当額というふうな部分では、今回のケーブルテレビに加入されておるというふうな料金につきましては、それ相当というふうな考え方ではないかなというふうに考えます。

それと、延長部分での整合性というふうな御質問が最初にあったわけなんですけれども、そのことにつきましては、何とかこのしそチャンネルをたくさんの方々に入っていただきたいというふうな思いでございます。この2年間の中で、今後、しそチャンネルの充実というふうなことをPRする中で、その加入率アップに努めてまいりたいなというふうに考えております。

例えば、豪雨時、台風のとくに災害発生をいたしますと、そういった避難勧告の連絡であったり、それから川のはんらん状況と言いますか、はんらんと言いますか、水位状況等をライブで放送したり、また議会中継を平成24年度では考えておりますけれども、そういった議会中継の放映等々もしそうチャンネルの中で考えていきたい。また日ごろのしそうチャンネルについても、より身近な内容を放映するという事で、例えば子ども情報であったり、それから地域行事の情報の写真の放映であったり、また、投稿ビデオ等々の受け入れをして、その放映をしたりというふうなことも考えていきたいなというふうに考えておりました、ぜひとも必要なツールであるというふうなことをアピールしながら、平成24年度以降、PRに努めてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

宍粟市は一つというふうな言葉がよく言われて、負担の公平化とかいう部分についてはずっと使われてきて、水道とか、そういうことはだんだんと高いほうに統一をされてきております。

そういう中で、先ほども言いましたように、北部地域は光ケーブルを引かなければ地デジ放送を見ることができないから、ほぼ100%に近い方が今現在まだアナログ放送も併用で見られるようになっておったとしても、ウイנקのケーブルに接続しなければテレビが見られないという状況になっておりますから、525円払わざるを得ないという状況には北部地域はあると。でも一方は、では、山崎の中心部はそうではないということになるわけですね。ですから、そういうところの負担の公平ということも一度考え直していただいて、私は、先ほど言いましたように、幾らしそうチャンネルが充実したからといって、1チャンネルを見るために毎月525円を払う人が果たしてどれだけいるだろうかということには疑問を持たざるを得ません。

お聞きしておきたいんですけれども、加入期間を伸ばすことによって、今49%というテレビの加入率をどの程度まで引き上げようとされておるのか。その加入期間を引き延ばすことによって、加入率が上がらなかった場合はどう対応されようとしているのか。そのあたりのところもお示し願いたいと思いますが。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 2年の延長をさせていただきまして、一体どれだけの目標数値を持ってというふうなことでございますけれども、先ほど申し上げ



げました49%というふうな現状をできるだけ多くの方に接続していただくというふうに努めていくというふうに考えております。

それで、成果が出なかったときというふうなことをどう考えていくかということにつきましても、今後、その数値目標をより高いものに持ちまして、できる限りの接続率のアップに努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第73号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第73号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第7 第74号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第7、第74号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第74号議案について、説明を申し上げます。

総合病院で勤務をする医師の特殊勤務手当として、現在医師職務手当として給料月額100%以内で支給しているところですが、今回、医師免許取得後2年以上の医師については100%の職務手当を支給することとし、若年医師の処遇向上を図り、医師確保に努めるものであります。さらに、院長、副院長等につきましても医師職務手当を給料月額の105%支給することにより、医業に対する正当な対価を保障し、医療の質を維持しようとするものであります。

御存じのとおり、医師を初め看護師等医療従事者の確保は非常に困難な状況になっています。そのような中で、現在病院に勤務されている医師に総合病院にとどまいただくには、新たな医師の確保とともに重要な事項であり、そのための勤務条件の整備を必要な措置だというふうに考えて、提案をいたしております。

ちょっとわかりにくい説明ではありますが、若い医師の給与が低いということで、それを考えていこうと。で、兵庫県下の若年の医師の給与につきましても、宍粟につきましても、非常に低い位置にあります。逆に勤務年数の長い医師につきましても

は、どちらかという、上位のほうに位置をしております。そういうことで、若年医師の給与を少し上げて、医師確保に努めていきたいというものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

先ほども市長のほうから、若い医師の給与が低い現状を変えたいというふうなことであったんですけれども、今回の改正によって、勤務年数の浅い、いわゆる医師の給与というふうなものは従来と比較して何%ぐらいアップになるのか、そのあたり、わかりましたら教えていただきたい。

それとあわせて、実際に今、総合病院におられる医師で、今回この若い医師というふうなところで適用される医師は何名ぐらいおられるのか。

それと2点目としては、以前も県内の公立病院の医師の報酬の平均値を見せていただいたことがあるんですけれども、その平均値を見る中では決して宍粟市は低い位置にはない、むしろ高い位置にあるかなというふうなことだったと思うんですけれども、今回の改定によって、県内での公立病院の水準というのは、どういうふうな位置になるという試算がもしされておったら、教えていただければと思うんですが。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） まず1点目の、この若い先生方がどの程度の基準になるかということなんですが、今現在医師免許を取得した年数から起算して、50%から100%、これを8段階に分けて支給をしております。

4年未満の先生については給料月額50%、4年以上6年未満の先生については55%、6年以上8年未満の先生については65%、8年以上10年未満の先生については70%、10年以上15年未満については80%、15年以上20年未満については95%、30年以上の先生については100%と、こういうふうな形で支給をさせていただいております。

それで、今現在の総合病院の先生方で影響があるのは、年数的に15年未満ぐらいの先生方まで影響があるということでございまして、今現在在籍していただいている先生の対象としては5名になります。

それから、金額的には影響額としては、それぞれ5名の先生でございますので、全体で月額で35万円程度アップするのかなということになります。

それから、あともう1点、この総合病院の、これを上げることによってどの程度の位置づけになるのかということでございますが、西播磨ブロックの5病院で比較をしております。それで、1年目から10年目までの医師の先生方の年報というのが、今ではこの5病院の中で一番最下位でございます。それで、今回このように手当を上げることによって、臨床研修病院であります赤穂市民病院、また、高砂市民病院と、研修病院の先生方を受け入れることができる施設として比較させていただきますと、赤穂市民病院であるとか高砂市民病院と同等レベルの金額になるということで、提案をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第74号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第74号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第8 第75号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第75号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第75号議案について、説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、さきの臨時国会において、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等が平成23年12月2日付で公布されたことに伴うものであります。

主な改正内容としましては、1点目は、法人税の実効税率の引き下げ及び課税ベースの拡大により、都道府県の法人関係税が増収となりますが、法人市民税については、実効税率の引き下げにより減収となることから、都道府県と市町村間の税収を調整するため、道府県たばこ税から市町村たばこ税へ税源移譲されることによる

市たばこ税率の改正であります。

2点目の改正内容は、退職所得に係る市民税につきまして、昭和43年1月から現年課税化されたことにより、当時の金利水準を考慮し、10%の税額控除が行われてきましたが、最近の金利情勢等を踏まえて、この10%の税額控除を廃止する改正であります。

なお、この改正は、平成25年1月以降に支払われるべき退職手当から適用となります。

その他の主な改正内容は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、個人の市民税の均等割について、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、現行税率3,000円に500円を加算し3,500円とする改正であります。

いずれも地方税法が改正されたことによる改正でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑であります。質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議をございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第75号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第75号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第9 第76号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第9、第76号議案、宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第76号議案につきましては、津波防災地域づくりに関する法

律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成23年12月14日に公布され、当該法律の中で水防法が改正されたことにより、一部項ずれを生ずるため、当該規定を引用する宍粟市防災会議条例を改正するものでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑であります。質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第76号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第76号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第77号議案～第78号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、第77号議案、宍粟市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてから、第78号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第77号議案及び第78号議案の2議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、第77号議案であります。宍粟市福祉事務所は本庁舎と北庁舎に分かれておりますが、福祉に関する窓口を一本化し、市民の利便性の向上を図るため、平成24年度からは関係する課を北庁舎にまとめることといたしております。

これに伴いまして、福祉事務所の所在地を現在の市役所から北庁舎に変更する改正を行おうとするものであります。

次に、第78号議案であります。特定不妊治療費助成事業につきましては、1年度20万円を限度として助成することとしておりましたが、本制度の充実を図り、利

用しやすい制度とし、少子化対策をより一層促進していくため、単年度当たりの助成限度額を廃止し、通算5カ年度の期間に10回の助成が行えるように改め、加えて対象者の住所要件を緩和しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、第77号議案につきましては質疑の通告がございませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第77号議案については、質疑を終わります。

続いて、第78号議案について、質疑を行います。

通告がありますので、質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 議題の少子化対策助成事業の条例、不妊治療に関する助成でございますけれども、こういった形にしますと、具体的にどれぐらいの対象人数を把握されているのか。それと、1年の20万円ということ削除すると、削除の前に、1回は10万円という限度規定がございますので、こうした点で見て、本当に不妊治療の助成に役立つのかどうか、その点、もう少し詳細な説明を求めます。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） まず最初に、特定不妊治療の対象者数ですが、この制度、平成20年度から助成を開始しております。現在までに、実数ですけれども35人の方に助成しております。

それと、限度額の関係ですけれども、これまでは限度額、上限を10万円として、1年度20万円を限度としておりました。この制度ですと、例えば1回に10万円助成しますと2回で20万円ということになり、3回目の助成ができなくなります。1年度の上限度額、また1年度の回数とも規制せずに5年間で10回まで助成するというふうにしております。こういった改正によって、どのくらいの方が対象になるかなというところ、実際は把握しておりませんが、1年度3回治療を受けようとする方は、助成が受けられるというふうになると理解しております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 1年の限度額の20万円の撤廃でございますので、そのかわり5年に10回ということをおっしゃっております。それから1回の限度額が10万円でございますので、結局5年間10回受けたとして、最高100万円の助成限度額になるのかどうか、答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） そのとおりでございまして、5年間で10回、1回を上限10万円としておりますので、上限額10万円の助成で10回助成しますと100万円ということになります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 5年間で最高100万円ということですから、現行制度でも1年度20万円を限度として通算5カ年ですから、1カ年で20万円掛ける5年で100万円、だから助成限度額は変わらないのではないかなというふうに思うんですけども、こういう形で改正することによって、本当に利用がふえるのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 現行ですと1年度上限が20万円ということになっております。仮に1年度に3回の治療、例えば1回に市の助成を10万円必要とする治療を1年度3回受けられますと、今の制度ですと20万円しか助成できないんですけども、改正することによって30万円まで助成できるという、そういった改正になっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第77号議案から第78号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第77号議案から第78号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託す

ることに決定しました。

日程第11 第79号議案

- 議長（岡田初雄君） 日程第11、第79号議案、宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） 第79号議案の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の策定に伴いまして、介護給付費が年々増加していること、また、平成24年度から介護報酬が改定されることなど、第5期介護保険事業計画における給付費の算定の結果により、保険料率の改定をしますものであります。

なお、附則におきまして、第4期から講じている保険料負担段階の第4段階で、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、引き続き、保険料率を軽減することができるようにしております。

以上でございます。

- 議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

- 15番（山根 昇君） それでは、議案につきまして、質疑を行います。

今回の改正ですと、第38条第1項第2号に掲げる者につきましては、これ、年額で改正案が出されておりますけれども、月額にしますと2,475円、現行と月額375円のアップ。それから次の方は月額3,712円、月額にしますと562円のアップ、それから次の該当の方は、月額6,187円に改正されて、現行と937円のアップ。これはあくまで月額ですけれども。次の階層の方は月額7,425円で値上げ額が1,125円というような形になって、非常に高額な値上げになるんじゃないかなというふうに思います。特に、年金の支給を減らすというようなことも検討されておりますので、その点で、あくまでも3年間を期間とした介護保険制度でございますので、当該年度でやっぱりきちっと対応すべきではないかなというふうに思うんですけれども。しかし、調べてみますと、介護保険財政安定化基金の取り崩しということで、宍粟市の場合は安定化基金を取り崩して宍粟市に何ぼ来るのかどうか。それからまた、この安定化基金につきましては、県の拠出分、それから国の拠出分ということで、この基金を



取り崩して第5期対応ということで、それぞれのところに返すということになっておりますので、やはりこうした基金がございますので、こうした基金につきましても、引き下げのために使うべきじゃないかなというふうに思います。

その点で、どうお考えになっているのか、お尋ねをします。

それからまた、県と国に対してですけれども、県としては、県に返った拠出分につきましては、また、使途につきましては検討中というような答弁がなされておりますけれども、その点どうなっているのか、お尋ねをします。

また、国に返る部分につきましては、国のほうは、一般財源化するということに言われておりますので、あくまでも第5期の介護保険料の引き下げに充てるべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点、そうした対応、要望をされるお気持ちがないのかどうか、お尋ねをします。

それから、調べてみますと、兵庫県の健康福祉部長あてに宍粟市の健康福祉部長、杉尾様の名前で第5期介護保険料上昇抑制を求める緊急要望書ということを平成24年1月に出された経緯があるんじゃないかなというふうに思いますので、その点について説明を求めます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 財政安定化基金の関係ですけれども、現在積んでおります市の拠出分、宍粟市の場合ですと2,600万円になるんですけれども、この分が市のほうに配分される見込みとなっております。

国・県の動きについては、特に国のほうの動きについては把握できておりませんが、県のほうにつきましては、先ほどありましたように、本年1月23日付で県下28市12町の介護保険担当部長、あるいは担当課長、連名で県のほうに要望しております。内容としましては、県の拠出分、これを第5期の介護保険料の上昇抑制に直接活用できるよう検討願いたいという、そういった趣旨の要望をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 国や県の動向についてはまだつかんでおられないというふうに理解していいのか、お尋ねをします。

私ども、ちょっと県会議員を通じて調べてみますと、介護保険の拠出、県全体では兵庫県下の市町村に241億円の返還ということで、これは3分の1ずつ市町と、それから県と国で取り崩し額が公にされております。宍粟市の場合2,600万円の安定化基金の配分があるということでございますけれども、この財源等につきましては

は、どのように使われようとしているのか、介護保険料の引き下げに充てるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、そういうことを考えておられないのかどうか、再度お尋ねをします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 国のほう、まだはっきり見えておらないところがございます。また県のほうにつきましても、先ほども申しあげましたように、1月23日、要望しておりますが、まだその返事はもらっておりません。

市のほうに配分されます市拠出分の2,600万円、これは介護保険料の抑制として充当する予定にいたしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） そういったことで、国のほうにおかれましても、地方からのいろんな要望の中で財政安定化基金の取り崩しで市町村のほうは抑制に使ってもいいですよ。それから国のほうとしては、まだ昨年末段階では決定されていないということでございますので。それからまた、兵庫県下の28市12町で民生主管の部課長、理事一同ということで要望書を出されている経緯もございますので、引き続き、県や国に対して要望してほしいなというふうに思います。

それからまた、本日、議員の方にも議会としてもこうした意見書等を上げていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そのことを提案しておきたいと思います。

重ねて部長にお尋ねしますけれども、県と国に対して強く要望する必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点、再度、答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 基金の取り崩し、また保険料の抑制策につきまして、県なり国のほうへ、県下市町、連携しながら要望を続けたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

この間、介護保険の関係については、介護保険事業計画や老人保健福祉計画なんかも含めて委員会でいろいろ説明も受けてまいりました。しかし、この間、委員会の中で述べても適切な回答が得られなかったりしていることも含めて、主に市長にお聞きしたいと思うんですけども、まず、1点目として、今回の介護保険料の改定

の提案に当たっては、当然介護保険事業計画が策定済みという段階での提案かなというふうに思うわけでありましてけれども、こないだ私たちの委員会でも議長に対して介護計画に対して意見を申し上げて、それを議長のほうから当局へ出していただくというふうなことになって、それに対する、まだ回答は返ってきておりません。そういうことから言いますと、果たして確定した介護保険事業計画に基づいた今回の提案になっているのかなというふうなことも思うわけでありましてけれども、まずその点、お聞かせ願いたいと思います。

それと、常任委員会の中でも繰り返し申し上げたんですけれども、今回、入所施設が1施設、60床増設するという計画は入っておるわけでありましてけれども、いわゆる待機者というのが実数としてどれだけあるのかということがつかめておりません。これは、数字では400名を超える方が待機者数というふうなことで上がってきておるんですけれども、これはあくまでも市内の五つある施設の中に申し込まれておる方が重複してあるということで、本当の実数としての入所待機者ということをつかまなければ、本当に60床で足りるのか、60床も要らないのか、そのあたりのところでありまして、また今回、地域密着型の介護老人福祉施設というふうなメニュー、29人以下の施設もありますから、そういう意味では地元を優先するという意味で言いますと、普通の介護老人保険施設がいいのか、それとも地域密着型の施設がいいのか、そういうところも十分に判断してほしい、こういうことも述べてきております。そういうことで、本当に入所待機者の実数というのがつかめないのかどうか。そのあたり、やっぱりつかむ努力をしなければならぬと思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

それと、3点目でありますけれども、高齢者実態意向調査をしておられます。この調査で、介護保険料についても聞いておられますけれども、介護保険料を負担に感じていると答えた人は52.2%、増額は仕方ないというのは25.9%で、明らかに今現在の介護保険料でも負担に感じておられる高齢者が多いというふうなことが明らかになっているにもかかわらず、今回18%、750円の値上げということが提案されてきております。そういうことに対して、市長はそういう介護保険料を払う65歳以上の第1号被保険者の方の思いというのはどういうふうにとらえておられるのか。私はもう、これを引き下げるためには一般会計からの繰り入れしかないとは思いますが、そういうことについて、引き下げないしはアップ幅を抑えようという考えはないのか、その点、市長にお聞きしたいと思います。

それと、これは新たにわかったことでもありますけれども、介護保険事業計画の算

定基準の中で、平成24年度の居宅介護サービスの費用を17億2,000万円余り計上されておりますけれども、今回の平成24年度の当初予算では14億6,000万円というふうなことで、約2億5,000万円もの差が出てきております。ということは、もしかすれば、ある意味居宅サービス事業の増加率を過大に見積もりし過ぎているがために、介護保険料のこんな大幅なアップにつながってきたというふうな見方もできるわけですが、そういう点で、後の施設介護費用というのは余り大きな伸びを示しておりません。その60床の事業計画についても最終年度に少し含まれている程度だという説明がなされております。それに比べて、明らかに居宅介護サービス費というのが余りにも当初予算と事業計画では離れておりますし、その平成25年、平成26年度の伸びについても大変大きな伸び率を見てあるように思いますので、そのあたりのところ、もう少し精査をすれば、介護保険料というのは抑えることが、私は当然できると思いますので、そのあたりのところ、どういうふうにご考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、これも委員会で申し上げたことでありますけれども、今現在宍粟市は介護保険料6段階に分けておられますけれども、これは北海道の帯広市の事例でありますけれども、ここでは段階を10段階に分けて、低所得者に配慮した介護保険料を決めておられます。そういう点では、今回は生活保護の方からも介護保険料というのを納めるというふうな法律になっておりますから、そういう意味での、本当に低所得者対策というふうなことが重要になってくる中で、そういうふうな段階を広げることによって、低所得の方も払いやすい保険料にしていく、そういうふうなことも一つの施策ではないかと思うんですけれども、市長の考えをお聞きしたいと思います。

それともう1点は、これも委員会で申し上げたことでありますけれども、第4期計画で、ショートステイ20床に対して増床が9床しかありませんでした。これについては、施設設置者側の希望が1カ所しかなかったからというふうなことになるんですけれども、これでは介護保険事業計画の意味がないと思うんですね。今回の計画の中にも、ショートステイが入所待ちに利用されている実態があって、なかなかショートステイ自体も利用しにくい状況があるというふうな認識のもとに書かれておりますから、そういうことから言いますと、宍粟市として20床増床ということを決めたのであれば、その期間中に20床のショートステイをふやさなければその計画の責任を果たしたことにはならないんじゃないかと思うんですね。それをあくまで民間からの申し入れを待ってあったのではなかなか今度の60床の施設の建設につい

ても、本当にできるのかどうかというふうなところもあると思いますので、そういう意味で本当に、民間任せではなしに、希望がないのであれば、なぜ希望がないのか。補助制度が悪いのか、そういうふうなところの具体的な事情をしっかりと調査していただいて、なぜできなかったのかということは、私は明らかにしていただきたいと思うわけですが、そのあたり、どういうふうになっておったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これだけ詳しくやられたら、委員会審議、要らないのかなと思ったりもしますが。

私のほうからは、第5期の介護保険事業計画でもって審議をされたものがこの条例の改正に入っておるのかということですが、正式に私が受け取ったのは、けさ、稲用先生から代表して受け取っております。それまでに事務局のほうで文書だとかいろいろなことでやっておりますので、十分委員会の審議が反映されたものが入っているということになります。

あとの問題につきましては、担当部長からお答えいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） それでは、2点目だと思いますけれども、入所待機者の実数につきましては、委員会でもお答えしましたように、なかなか施設側も本人といいますか、それぞれ一人一人を特定するための住所であるとか氏名、そういったものは公表してくれません。また、市としても、それをどこまで強制して公開を求めるのかな、そういったところにも若干問題があるように思います。

そういった中で、宍粟市在住の待機者は何人ですかという、そういった問いにつきましては、施設側も答えてくれております。市内5施設の入所待機者、重複もあるんですけども、約400人というような感じで御報告させていただいております。

次に、一般会計からの繰入金の関係ですけれども、いわゆる介護保険給付、これにつきましては、基準が給付費の12.5%ということになっております。市としてもこの基準どおりの繰り入れを行っており、現在では基準外繰り入れについては考えておりません。

それと、費用の関係ですけれども、介護保険事業計画と予算の差ですけれども、介護保険事業計画のほうで居宅サービスとして集計しておりますのは、予算科目で言いますと、居宅介護福祉業務給付費とか、居宅介護住宅改修給付費、また、居宅

介護サービス計画給付費、いわゆるケアプランの作成費なんですけれども、そういったものを含んでおります。で、議員御指摘のような差が出てようかと思っております。この件に関しましては、常任委員会のほうで詳しく御説明したいと思っております。

次に、保険料の多段階化ですけれども、これにつきましては、今回、国のほうも当初予想では平均が5,100円になるのではないかなというような、そういった見込みも立てておりました。そういった中で、実際計算してみますと、宍粟市においても4期から比べて5期、高くなっております。そういった中でございますので、5期については現在の6段階で行こうと、段階を見直すことによって被保険者の方に混乱を招くようなことは避けたいと、そういったことから、4期と同じ段階で計画いたしております。

次に、施設整備計画のほうなんですけれども、4期でショート20床増床を計画しておりました。実際、公募をかけて応募があったのは9床分についてのみでありました。その後、11床残っているわけなんですけれども、これにつきましても施設等に呼びかけはしたんですけれども、なかなか応じていただける施設がなかったという状況になっております。

また、5期につきましても、特別養護老人ホーム60床計画しておりますけれども、これについてもできるだけ市としても積極的に設置希望者、呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 市長にお聞きしたいんですけれども、高齢者実態意向調査の中で、介護保険料を負担に感じているというふうな方が52.2%ある、このことについて、市長はどのような思いを持たれておられるのか。今、部長が言われたように、介護保険制度は第1号被保険者が何%持たなければならない、それぞれの負担割合が決まっておりますから、法律上は一般会計からの繰り入れというのはできないというふうなことにはなるわけでありましてけれども、それでも多くの方が負担に感じておる介護保険料を、さらに大幅な引き上げになるわけでありまして。このことについて、市長はどのようなふうにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思っております。

それともう1点は、せっかく介護保険事業計画をつくっても、サービスの整備に当たって民間任せというのであれば、それは、せっかくつくった計画が意味がなくなるわけですね。これだけの計画が必要だというふうなことで計画を上げておきながら、民間から応募がなかったからできませんでした、それでは行政側が必要なサ

ービス量を提供したということにはならないと思うんですね。ですから、先ほども言いましたように、なぜほかの施設からは拡充の要請がなかったのか。それは財政面からのことなのか、それとも施設上、拡幅というのができないからなのか、そういうふうなところをしっかりと理由を調査していただいて、第5期の保険計画の実施に当たっては反映していただくということが大事じゃないかなと思うんですね。でなければ、せっかく60床の計画は上げたけれども、実際設置してくれる社会福祉法人が見つからなかった、だから3年間たちました。また次の第6期の計画に入れますということでは、市としての責任を果たしたというふうなことにはならないと思いますので、そのあたり、きちっと第4期の計画を検証した上で、次の計画に取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけども、その点、しっかりと調査していただけますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 料金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、第5期の計画について、できるだけ料金を抑えるようにという指示をした中で協議をいただいたということであります。

それから施設につきましては、今おっしゃったように、片方では一般財源つぎ込んでも安くしろとおっしゃる。片一方ではどんどん建てろという。施設を建てますと介護保険料は上がるわけですから、その辺のバランスも大事に考えていかなきゃいけない。

それと、介護の認定のあり方ということもいろいろあるのかなというような気もしないでもないんですが、これは専門家の方がされておるわけですからとやかく言うわけではありませんが、もともとはこの介護保険制度というのは在宅介護ということの一つの大きな目標としてできたものが、今、どちらかという、施設中心のような形になって、今また在宅に対してというようなことに移り変わりがしておるわけですが、そういったことも料金がどんどん上がっていくという一つの原因になっているのかもしれない。

しかし、そういったことも踏まえて、委員の皆さんがいろいろ検討していただいておりますので、その計画を尊重しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第79号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第79号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。午後1時まで休憩といたします。

午後 0時00分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長(岡田初雄君) 初めに、御報告を申し上げます。

岸本義明議員より、本日の本会議を早退する旨、届が提出されておりますので、御報告をいたします。

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 第80号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第12、第80号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第80号議案について、説明を申し上げます。

今回の改正内容につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴う公営住宅法の改正によりまして、同法に規定されておりました入居資格要件の同居親族要件が撤廃をされ、その同居親族要件については市の判断により条例に規定することとなりました。

この改正により、市としましては、今までの入居者との均衡を図る必要があることや、市営住宅の果たす役割において、この同居親族要件が必要と判断し、入居資格についての条例改正をするものであります。

次に、昨年4月1日より市営住宅からの暴力団員の排除を目的として、入居の際の制限などを定め、施行しているところでありますが、今議会において宍粟市暴力団排除推進条例を提案するに当たり、既に入居されている方や同居者が暴力団員となった場合にも、許可の取り消しや明け渡しの請求ができるように改正しようとするものであります。

なお、この条例改正の施行日前に、既に市の許可を得て入居されている既存の入居者については、一定の経過措置を設けることにいたしております。



また、宍粟市特定公共賃貸住宅条例及び宍粟市改良住宅条例におきましても、暴力団員に対し、同様の取り扱いをする必要がありますので、本条例の附則において、暴力団員の許可の取り消し等ができるように改正しようとするものであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

質疑であります。通告がありませんので質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第80号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第80号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第13 第81号議案～第82号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第13、第81号議案、宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例についてから、第82号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第81号議案及び第82号議案の2議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、第81号議案につきましては、平成23年12月21日に危険物の規制に関する政令が改正されまして、新しい形の特定野外タンク貯蔵所の技術上の基準が示されました。それに伴いまして、設置許可等に係る審査手数料を定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令についても公布をされ、平成24年4月1日から施行をされます。

市におきましても同政令との整合性を図るため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、第82号議案につきましては、今回の改正は、危険物の規制に関する政令が一部改正され、消防法上の危険物に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されたことに伴い、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵し、または取り扱う場合の技術上の基準等について、条例改正をするものであります。

なお、今回の改正は、対象危険物を取り扱う事業者等に一定の規制をすることとなることから、現在の貯蔵方法等において、安全性が確保されている場合には、平成25年6月までの期間、今回の改正に伴う規制を免除することといたしております。

以上、一括して説明をいたしました。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

質疑であります。通告がありませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第81号議案から第82号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第81号議案から第82号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第14 第83号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第14、第83号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第83号議案について、説明を申し上げます。

本議案につきましては、昭和36年に制定をされましたスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、スポーツ基本法として平成23年8月24日に施行され、この改正に伴いまして、「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」に改正されたことか

ら、本条例に引用しております名称について改正しようとするものであります。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

質疑であります。通告がありませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第83号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第83号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第15 第84号議案～第85号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第15、第84号議案、宍粟市立図書館条例の一部を改正する条例についてから、第85号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第84号議案及び第85号議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

第84号議案につきましては、宍粟市立図書館では、図書館法に基づく図書館協議会として宍粟市図書館運営審議会を設置して、図書館の運営及び図書館奉仕に関して意見をいただき、図書館サービスの向上に努めております。

このたび、地域主権改革一括法の施行に伴いまして、図書館協議会の委員の任命基準が「図書館法に定めるもの」から「自治体の条例において定めるもの」に改正となりました。

この改正を受けまして、文部科学省令で定める基準を参考として、図書館運営審議会の委員の任命基準を追加する改正をします。

次に、第85号議案につきましては、旧町それぞれ異なっていた学校施設使用料や免除規定を受益と負担の公平性と一体性を図るために使用料等を統一するため、平

成18年12月に新たに条例を制定したものです。その際、戸原小学校の体育館は面積が狭小であること、ほかに天井も低く、また照明が暗い等の理由から、使用料を半額とする料金設定をしていたところであります。

このたび、戸原小学校屋内運動場改築工事における体育館部分が3月中に完成し、その供用開始をするに当たり、面積が374平方メートルから670平方メートルに増加し、また天井も高くなり、体育施設として使用することに支障がなくなることから、使用料の半額料金設定を廃止する改正をするものであります。

以上、2議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

質疑であります。通告がありませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第84号議案から第85号議案までの2議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第84号議案から第85号議案までの2議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第16 第86号議案～第88号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第16、第86号議案、宍粟市岸田多目的広場条例を廃止する条例についてから、第88号議案、宍粟市テレビ施設運営基金条例を廃止する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第86号議案から第88号議案の3議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、第86号議案であります。宍粟市岸田多目的広場は、旧神河中学校跡地の暫定的な利活用として、平成19年に健康増進、スポーツ振興のために整備し、活

用しております。

この広場を、さらに幼児から高齢者まで広く市民が安心して憩える場として活用できるよう緑地公園整備等検討委員会を設置して協議を重ねた結果、芝生化した広場を中心とした緑地公園を整備することとなり、岸田多目的広場としての共用停止に伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、第87号議案であります。宍粟市立知的障害者授産施設さつき園は、第1次宍粟市行政改革大綱に基づき、障害者施設のあり方を検討し、市としまして、民営化の方向づけとしたことから、平成21年度に宍粟市社会福祉問題検討委員会を設置し、民営化の是非について検討していただき、利用者にとってよりよいサービスの提供のためには民間事業者による運営が望ましいとの判断をいただきましたので、さつき園を廃園し民営化することについて、保護者や育成会へ説明し、調整をしてみました。

この結果、社会福祉法人宍粟福祉会に施設の管理運営を移管することにいたしましたので、本条例を廃止するものであります。

次に、第88号議案であります。地域情報通信基盤整備事業による市内全域の光ケーブル網の整備完了に伴い、平成23年3月31日をもって千種テレビ共同受信施設によるアナログ放送の送信を終了いたしました。さらに、同施設の撤去工事が平成24年3月31日までに完了する見込みとなり、旧千種町が設置しましたテレビ施設の運営が不要となりましたので、本条例を廃止するものであります。

以上、3議案について、一括して説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

第86号議案の岸田多目的広場の条例を廃止する条例についてお聞きしたいと思います。

この多目的広場を緑地公園にするに当たっては、いろいろな議論が交わされてまいりました。その中で、特に成人ソフト、また山高の男子ソフトボール部等の利用については、土万運動公園を代がえ施設として利用してもらおうことにしているというふうな説明があったかと思うんですけども、それで土万運動公園というのがソフトボールをするに当たって、グラウンドの状態であるとか、また、そういう倉庫

であるとか、ラインを引く備品であるとか、あとグラウンドをならすトンボであるとか、そういうものの整備も廃止することによって当然必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりのところは十分検討していただいているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 御質問にお答えしたいと思います。

土万運動公園を代がえでというふうなことにつきましては、それぞれの協会なり高校であったりというふうな説明は申しておりません。本議会においても御説明を申し上げましたように、既存のスポーツセンター並びにスポニックパーク、メープルスタジアム、また中学校等々の運動場を双方調整し合いながら使用をいただきたいというふうな旨の回答をさせていただいたつもりでございます。

そんな中で、土万運動公園というふうなものも含まれておるという形で説明をさせていただいたことであろうかなというふうに考えております。

現在、岸田多目的広場では、利用されている成人ソフトボールの利用につきましては土万運動公園を含む現有施設で利用いただくことを考えておまして、土万運動公園を整備する予定は現在のところございません。

○議長（岡田初雄君） よろしいか。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第86号議案から第88号議案までの3議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第86号議案から第88号議案までの3議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、第86号議案の採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第86号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第87号議案の採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第87号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第88号議案の採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第88号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 第89号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第17、第89号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第89号議案について説明を申し上げます。

平成24年4月1日付、「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」が「北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園」に名称変更される旨、兵庫県市町村職員退職手当組合あてに協議がありました。

つきましては、名称変更に伴う組合理約の一部変更について、当該組合を組織する地方公共団体の議会の議決を得るものであります。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

質疑であります、通告がありませんので質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第89号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第89号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第89号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 第90号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第18、第90号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第90号議案について、説明を申し上げます。

外国人登録法の廃止に伴いまして、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日付で施行され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることになりました。



この改正を受けまして、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の外国人登録原票の文言の削除を行う必要が生じたので、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

質疑であります、通告がありませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第90号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第90号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第19 第91号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第19、第91号議案、西播磨地域消防広域化協議会の設置についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第91号議案につきましては、相生市・たつの市・宍粟市・揖保郡太子町及び佐用郡佐用町の消防広域化による広域消防運営計画の策定と、その他消防広域化に関する協議を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び消防組織法第34条第3項の規定に基づき、規約を定め、消防広域化協議会を設置しようとするものであります。

設置に当たりましては、地方自治法第252条の2第3項の規定により、関係市町の議会の議決を要することとなりますので、関係市町の同一步調により提案するものであります。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、議題となっております議案につきまして、質疑を行います。

西播磨で消防署の広域化、合併について検討する協議会であると理解をいたしております。なお、この間の傾向を見ますと、赤穂市が離脱をしたという経緯もございます。ちょっと聞いてみますと、私どもに入ってきている情報では、赤穂市は別に広域化しなくても十分施設等も充足はできているということで、余り広域化のメリットはないのではないかなというようなことで離脱をされたというふうにお聞きをいたしております。

その点で、こうした形で協議会を立ち上げて、協議会のメリット・デメリット、これについて、簡潔に、宍粟市としてどうなのか、お尋ねをいたします。

それから、特に最近の情報化の時代の中でデジタル化が言われております。デジタル化につきましても、国の助成事業、今までなかったものが緊急防災対策事業ということで平成23年度の補正予算でも認められております。そうした点で、広い宍粟市でございますので、別に合併しなくても広域連携、特に昨今の災害を見ますと、ゲリラ的な豪雨とか、ゲリラ的な水害とかいうようなことになっておりますので、きめ細かな対応ということで、あえて合併の道ではなくて、広域連携の協定を結びながら対応してもいいのではないかな、こんなことも考えるところでございます。その点でお尋ねをします。

それからまた、宍粟市のほうも合併しまして、とにかく言われておるのは、この広域化の中で司令室を一本化して、職員を現場対応の職員に振り分けしていきたいということでございますけれども、宍粟市も合併しましたけれども、指令台等も合併後更新したというような状況もございますので、過大投資にならないのか、その点、お尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、幸島幸博君。

○消防本部消防長（幸島幸博君） 山根議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、広域化のメリット・デメリットについてでございますが、まずメリットにつきましても、1点目としまして、広域化することにより、大災害時の初動の消防力増強、応援態勢の充実が考えられます。

2点目としまして、本部機能の一元化により、人員配置の効率化と充実を図り、現場要員の増強が可能となります。

3点目としまして、消防救急無線のデジタル化及び指令業務の一元化によりまして、基本設計及び電波伝搬調査、基地局司令センターの整備等の費用が軽減できます。

次に、デメリットについてでございますが、1点目としまして、消防団及び市防災部局との連携の希薄化が考えられますが、対策としまして、市の災害対策本部に各所の所長が入ること、また所長の指揮権等の強化を図ることで、今後は対応していけたらなと考えております。また消防団とも定期的に連絡会議を設け、現在の連携を維持したいと考えております。

2点目としましては、危険物の許認可、各種届け出が広域消防本部の対応となるのが考えられます。対策としまして、各所に予防担当者を配置し、現在と大幅に変わることはないような対応をしていきたいと考えております。

3点目としまして、新たに経費が必要となります。消防職員及び設備を現状維持することを広域化の前提としておりますので、経常的な経費は、広域化の有無にかかわらず同規模で推移すると考えられます。本部をたつの市揖保川総合庁舎に置くことによりまして、一部事務組合の保有施設としては1カ所増となるため、設備維持経費は増加すると考えられます。また、本部の名称変更等に伴う経費も発生をいたします。

次に、国の補助事業と広域連携についてでございますが、現在当局で把握しております一番有利な地方債は緊急防災減災事業債で、充当率100%、交付税算入率70%がございます。このような市債を活用し、無線のデジタル化及び指令業務の一元化を進めたいと考えております。県及び近隣の消防本部とは現在応援協定を締結しておりますので、応援要請があれば出動は可能でございます。しかし、指令を一元化することによりまして、情報の共有化及び即時出動態勢がとれ、初動の消防力の強化が図られるものと考えております。

それから、最後に質問がございました消防本部に現在設置をしております指令台でございますが、平成17年に設置をさせていただきました。おおむね10年を目安に交換ということ聞いておりますけれども、中のハードディスク等を変更することによりまして、10年が15年はずかもしれないというような情報も聞いております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） ちょっとこれから協議会を立ち上げられて、いろいろ検討されると思いますけれども、まず、議長も入られるような議案でございますので、

我々議会のほうにもしっかりと情報開示をお願いしたいというふうに思いますけども、こうした広域化によって、特に宍粟市も合併した関係によりまして、いろいろと市民の感情等もいろんな感情がございます。これによって一宮とか波賀とか千種の、そうした消防の出張所、救急車、それから消防車などの廃止と統合等が絶対、絶対ないとかちょっとあれですけど、それだけは避けてもらわなければならないというふうに思いますけれども、ちょっと市長の決意をお願いしたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、消防長から説明をいたしましたように、いわゆる事務的なこと、指令の部分というものが統合をいたします。あとのことにつきましては、現状維持をしていくという原則になっております。

そういうことで、特別にどうこうということは今の段階ではないというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） よろしいか。

続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

このことに関しては、以前の委員会で一番最初に説明受けて、この前も協議会で副市長が出てきて説明をいただいたわけでありましてけれども、その間もずっと申し上げておるんですけども、本当に広域化をするに当たって、各関係する消防本部の装備やとか職員体制であるとか、そういうところすらわかってない状況の中での提案になっておるように思います。

それで、先ほどもメリットとして従来の通信を担っておった職員等が現場等へ回せるというふうなことが強調されるわけでありましてけれども、各消防本部とも、それぞれ組織体制、宍粟市の消防本部も4課とかあったかなと思うんですけども、それぞれ課であるとか係であるとか、それで宍粟市の場合には分署や出張所にも人員配置がされております。まずそういうところの、少なくとも関係消防本部の組織体制であるとか、課、係ごとの人員配置を示していただいて、少なくともこれだけの人数は現場へ配置できるというふうなことがわからなければならないかなと思います。

それとあわせて、消防というのは、消防団であるとか、また水道の消火栓等もあわせて一つの消防力じゃないかなと思いますので、関係町の消防団の体制であるとか、あと消火栓の設置密度、そういうようなものも含めて、本当に合併が必要な

か、合併したほうが有利なのか、そういうふうなことの判断ができる、最低限基礎的な資料の提出をして、委員会審査ができるように、ぜひしていただきたいというふうに思います。

それともう1点は、平成25年4月ということが期限として決められているようでもありますけれども、そういう点で見ても、でも県内では赤穂市に見られるように合併を拒否しているところもありますし、北播磨なんかにおいても脱退している自治体があるというふうな中で、すべてが平成25年4月に広域化が終了するというふうじゃない状況の中で、あえて宍粟市はたった1年の中で関係町で合併の協議を進めていこうというふうなことになるわけですけれども、他の自治体の状況についても、委員会ででもよろしいですので、県内、どういうふうな状況になっておるのかということも含めて報告いただいて、平成25年4月に必ず合併しなければいけないのかどうかというふうなところもきちっと説明していただけたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私もこの広域化の幹事会に入っておりますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

資料について、前に私が出ました説明の際にも聞いておりますので、委員会に提出するべく資料を今、整えております。ただ、委員会の中でどれぐらいの情報を出せるかということは、少し、いろいろ議論がございます。と言いますのは、現在基本的な首長同士の基本合意で協議会をつくって平成25年4月に目指そうということになっております。今からいろんな資料をもって審議をされますので、現在においては綿密な資料が出せるかどうかわかりませんが、少なくとも現状についての数値、あるいは課題、その他の関係施設についての資料を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第91号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第91号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第20 第92号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第20、第92号議案、市有財産の処分についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第92号議案について、説明を申し上げます。

今回提案しております市有財産の処分につきましては、宍粟市立知的障害者授産施設さつき園の民営化に伴い、新たに県より認可を受けた社会福祉法人宍粟福祉会に運営を移管することから、市有財産である現さつき園の建物を宍粟福祉会に無償で譲渡しようとするものであります。

障がいのある方への福祉支援は必要不可欠なものと考えており、今回の移管により社会福祉法人宍粟福祉会がさつき園で行っております事業も含めて運営していただくことで、障害福祉のサービスの向上につながると判断しており、さつき園施設を無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

また、土地につきましても、宍粟市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例第4条の規定に基づき、社会福祉法人宍粟福祉会に無償貸与する予定といたしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） この、宍粟福祉会という形でございますけれども、いろいろノウハウ等も勉強されて対応されてるんじゃないかなと思いますけれども、概略、説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、建物については無償譲渡、それから土地についても無償貸与ということでございますので、あと福祉会自身が有効活用をされることを期待しておりますけれども、逆に見てみますと、あとこういった形で、このさつき園自身も相当老朽化しているんじゃないかなと思われましてけれども、十分この福祉会であとの改造、改装なども含めて財政的な対応ができるのかどうか、また、市としてどのような財政的な援助、改築改装に対する援助とか、それからノウハウの援助等を検討されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） それでは、最初に社会福祉法人栄栗福祉会ですけれども、ちょっと概要、今手持ちがないんですけれども、昨日、第1回の理事会等が開催されております。そこで理事なり評議員さん、決定されていると聞いております。申しわけございませんが、そのときの資料を持ち合わせておりませんので、以上のような感じです。

また、この社会福祉法人につきましては、県のほうより2月7日に認可をいただいております。

それで、次に今後の移管後の運営ということですが、現在さつき園に勤務しております指導員、臨時職員なんですけれども、この職員の大多数が残るといいますか、新たに社会福祉法人のほうで雇用され、引き続き業務に当たる予定となっております。そこで、特にサービスに関する業務については大きな支障はないものと考えております。

それから今後の財政上の助成、援助の関係ですが、基本的にはいわゆる運営費、それについての援助、補助は考えておりません。今後、施設改修等が必要となってきますが、その施設改修については補助しようという、そういう予定を持っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 公営の施設の民間化でございますので、受け手の方も大変じゃないかなというふうに思いますけれども、やはり施設改造につきましても、これまで市がやっていた事業でございますので、懇切丁寧な助成対応なども求めるものでございます。

ここで、最後に1点お聞きしたいんですけれども、この土地を無償で貸与することでございますので、こうした場合、土地を担保にして財政的な借入ができるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 財政的な借入れよりも、まず民間でやっていただくことにつきまして、社会福祉関係の国庫補助制度の適用をしていただけることになっております。したがって、当面の運用については建物が、市長が申されましたように無償譲渡、土地は無償で貸与しますので、全く影響がないと。建設にかかるとは、そういった融資も含めまして、全面的な支援をするということでございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第92号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第92号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第21 第93号議案～第94号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第21、第93号議案、平成24年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてから、第94号議案、平成23年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第93号議案及び第94号議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

第93号議案につきましては、宍粟市農業共済事業事務費に係る賦課総額及び賦課単価につきましては、市農業共済条例第5条第1項の規定により、毎会計年度共済事業を行うため、必要とする事務費の予定額から国庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費と、県の連合会から宍粟市に賦課された賦課金の支払いに充てる費用について、それぞれ共済加入農家に対し賦課しようとするものであります。

今年度の賦課方式は、平成23年度と同じ方法を採用しておりますが、肥育農家が多く頭数を飼養されている場合は掛金等が高額となることから、経費を削減するため補償額を下げた加入されており、共済事故があった場合のリスクが高くなっている現状があります。このことを受けまして、肥育農家が高位の補償を選択できる環境をつくり、農家の経営安定につなげるため、家畜共済の肥育牛の賦課単価を60円から50円に引き下げるとともに、賦課総額については419万2,000円を予定し、市農業共済条例第5条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第94号議案でございますが、損害防止事業の実施に伴い、特別積立金を取り崩しする場合は、宍粟市農業共済条例第155条第6項の規定により議会の議決が必要となりますので、今回提案するものであります。

宍粟市では、農作物共済の損害防止事業としまして、市が行うイノシシ・シカ等



の獣害防護さく設置に対する助成事業、シカ個体数整理等事業及び有害鳥獣捕獲事業に対し、費用負担することにより交付にかえて実施しており、この財源としまして連合会からの助成金29万9,000円の範囲で水稻特別積立金を充てることとしております。

次に、家畜共済の損害防止事業では、多発疾病に対しての未然防止や被害率の軽減につながる予防衛生措置として薬剤の配付を実施しましたので、この費用の財源として、連合会からの助成金と21万5,000円の範囲で家畜特別積立金を充当しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

質疑であります。通告がありませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第93号議案から第94号議案までの2議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第93号議案から第94号議案までの2議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

まず、第93号議案の採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第93号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第94号議案の採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第94号議案は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。午後2時まで休憩といたします。

午後 1時49分休憩

---

午後 2時00分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第22 第95号議案～第103号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第22、第95号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)から、第103号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)までの9議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第95号議案から第103号議案までの補正予算9議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度の予算を執行してまいりました各種事務事業につきまして、事業費等の確定により、財源を含めた整理及び共済組合負担率の改正に伴う人件費の計上を行うとともに、年度内の完了が困難な事業の繰越明許費の計上と、国庫補助金等との整合性を図るために債務負担行為の変更を行うものであります。

それでは、順次、説明を申し上げます。

最初に、第95号議案につきましては、補正総額で2億9,422万8,000円を増額いたしまして、補正後の総額を241億4,097万3,000円としているものであります。

歳入の主なものとしましては、分担金及び負担金では、土地改良、治山関連事業、農地等災害復旧に係る受益者分担金及び老人ホーム施設入所者の負担金の精査を行

い、国庫支出金については、生活保護費や事業費確定による補助金の精査及び国の3次補正などによりまして、小学校改築工事に係る安全・安心な学校づくり交付金を増額いたしております。

県支出金につきましては、東日本大震災に係る災害救助費負担金を増額計上するとともに、県単独補助事業であります緊急ため池整備事業補助金が県において計上されたことに伴う増額、地方バス等生活交通維持確保対策補助金のほか各種事務事業の確定による追加、減額を計上しております。

財産収入では、千種地域のテレビ施設撤去が完了することから、本定例会に廃止条例を提案しておりますテレビ施設運営基金処分金を追加するとともに、立木及び公用車の売り払い収入を計上いたしております。

また、寄附金では、ふるさとづくり寄附金を増額する一方、繰入金ではテレビ施設撤去工事の入札減によりテレビ施設運営基金繰入金を減額いたしております。

諸収入では、まちぐるみ検診、各種講座の実績による精査や公の施設の損害共済金、生活保護費返還金を計上しており、市債においては、緑地公園整備事業、道路橋梁整備事業、災害復旧事業など事業費の確定によるもののほか、教育施設整備事業が追加で事業採択されたことにより、教育債の予算措置を行っております。

次に、歳出の主なものといたしましては、まず、共済組合負担率改正に伴う人件費の増額を各科目で行っております。

総務費では、訴訟に伴う弁護士委託料、勸奨退職に伴う退職手当組合特別負担金の追加、任意の繰上償還の財源に充てるための財政調整基金積立金の減額、ブナ基金積立金のほか各種事業の確定による精査を行っております。

民生費では、障害者自立支援法改正に対応するためのシステム改修費、外出支援サービス利用拡大に伴う追加及び幼保一元化施設整備関連予算の減額を初め、事業費の確定見込みにより負担金補助及び交付金、扶助費の精査を行っております。

衛生費では、各種検診事業、予防接種事業の確定による精査を初め、にしはりま環境事務組合の負担額確定による減額、人件費及び事業費確定に伴う国保診療所特別会計、簡易水道事業特別会計への繰出金等について増額をいたしております。

農林水産業費では、緊急ため池整備事業が平成23年度事業として採択されたことを受けての工事費の追加と市有林の立木販売数量が増加したことにより手数料を追加するとともに、その他については事業費確定による精査を行っております。

商工費では、西播磨夢推進事業による歴史資源案内看板設置委託料、観光施設支援補助金、落雷による設備損害について損害共済金を計上いたしております。

土木費では、地権者協議等に不測の日数を要したことや入札減などによって道路新設改良費を減額するとともに、市営住宅設計監理委託料の減額補正を行っております。

消防費では、高規格救急車、消防ポンプ車の事業費確定により、減額補正を行っております。

教育費では、教育施設整備事業の国の3次補正により本年度に事業採択されたことから山崎小学校の工事費等を追加するとともに、今年度の追加決定のあった戸原小学校改築工事について増額補正を行っており、あわせて各種事務事業の確定見込みによる精査を行っております。

災害復旧費では、事業費確定による工事費等の精査を行い、公債費におきましては、将来の財政負担軽減を目的に、任意の繰上償還を行うための予算措置を講じております。

なお、年度内において事業完了が困難なものについては、平成24年度へ繰り越すための繰越明許費について予算措置を講じているところであります。

次に、第96号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出で、共済組合負担率改正に伴う人件費の増額を行った結果、歳入歳出それぞれ36万5,000円を追加し、補正後の総額を45億3,176万8,000円といたしております。

次に、第97号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、共済組合負担率改正に伴う人件費の増額などによって歳入歳出それぞれ115万3,000円を追加し、補正後の総額を3億6,992万4,000円といたしております。

次に、第98号議案、平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、共済組合納付金のほか、保険給付事業における介護サービス費及び介護予防サービス費等の事業精査を行い、歳入では、国県支出金、一般会計及び介護保険事業基金からの繰入金等について精査を行った結果、歳入歳出それぞれ5,224万7,000円を増額し、補正後の総額を38億9,233万8,000円といたしております。

次に、第99号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出で、流量計など簡易水道施設機器の故障や配水管の漏水に伴う修繕費及び共済組合納付金を追加するとともに、資産評価業務委託料を減額しており、歳入では一般会計からの繰入金の増額を行った結果、歳入歳出それぞれ58万

3,000円を追加し、補正後の総額を7億7,192万9,000円といたしております。

また、年度内に工事完了が困難なものについて、平成24年度へ繰り越すための繰越明許費について予算措置を講じております。

次に、第100号議案、平成23年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、共済組合納付金のほか揖保川流域下水道負担金を事業確定により補正計上する一方、歳入では一般会計からの繰入金が増額及び市債の精査による追加を行った結果、歳入歳出それぞれ1,043万2,000円を追加し、補正後の総額を17億3,342万9,000円といたしております。

次に、第101号議案、平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、共済組合負担率改正に伴う人件費の増額を行った結果、歳入歳出それぞれ9万8,000円を追加し、補正後の総額を7億6,253万2,000円といたしております。

また、年度内に工事完了が困難なものについて、平成24年度へ繰り越すための繰越明許費について予算措置を講じております。

次に、第102号議案、平成23年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、共済組合負担金の追加を行った結果、支出補正総額は49万4,000円を追加し、補正後の支出予算の総額を10億4,980万2,000円といたしております。

最後に、第103号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、共済組合負担率改正に伴う人件費の増額を行い、歳入では、人件費に係る市補助金を増額した結果、歳入歳出それぞれ20万8,000円を追加し、補正後の総額を9,057万4,000円といたしております。

以上、補正予算9議案につきまして、一括して説明をいたしました。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は一部分割して行います。

まず、第95号議案について質疑を受けます。

通告に基づき、質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の補正でございます。質疑を行います。

まず第1点目は、歳入の10ページで、安全・安心な学校づくり交付金ということで8,600万円が補正計上されております。あと、この財源についてどういった支出

を検討されているのか、お尋ねをいたします。

それから2点目は、13ページでございます。

歳入のところで、テレビ施設運営基金処分金ということで8,000万円が計上されております。旧千種町地域の関係だと思っておりますので、こういった形で歳入計上をされておりますけれども、今後どのような活用を検討されているのか、お尋ねいたします。

続きまして、35ページでございます。

教育費のところで、家原塾の関係で、いろいろ市長も旧一宮町長時代から家原の関係は尽力をされた経緯もございますけれども、スタッフの賃金とか指導者の謝礼等が減額補正をされております。この平成23年度、本当に家原塾としてどのような活動が行われ、なぜこれだけの減額補正になっているのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 私のほうから、2点あったかと思えます。

まず、歳入の安全・安心な学校づくり交付金の8,661万3,000円、その内訳等々ありますが、細かくは別にしまして、戸原小学校の建築の関係、さらにまた山崎小学校の校舎建築等、第3次、国の採択がありましたので、このことについて歳入を受けております。

続いて、35ページ、家原塾の関係の減額の関係であります。御案内のとおり、一宮北中学校の寮を使ってこの家原塾等々実施しておりますが、例年夏休みの期間中にその事業を実施しております。本年度においては、御案内のとおり、震災の影響等々ありまして、その受け入れ先にもということで北中の寮を確保しておりました。そういった関係の中で、夏のキャンプ等々について募集をしておったわけですが、人数に非常に不足というんですか、少ない人数の中で、開催等々検討したわけですが、結果として、今年度はそのキャンプを中止したと、こういう状況でありますので、その関係分について減額をしておる状況であります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 私のほうからは、13ページのテレビ施設運営基金の処分金関係について、御説明を申し上げます。

この処分金につきましては、先ほどの第88号議案のテレビ基金の廃止条例、御議

決をいただきました内容に基づいての分でございます。目的を達成した基金については回収すると。その残余基金については予算に計上して積立を行うという規定がございますので、まずここで利子及び配当金ということで、基金からの繰り入れと言いますか、財産収入として受けております。その使用につきましては、19ページの、目、公共施設整備基金費という、ごらんいただきたいんですが、この額そのままを公共施設整備基金に積立をいたしまして、今後いろんな諸施策について活用したいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） その千種の関係での運営基金で処分されて、あと今後の活用をしていきたいということでございますけれど、あくまでも旧千種の町民の方々が積み立てられたお金ではないかなというふうに思うんで、その点、どのような検討をなさっているのか、お尋ねをいたします。

それと、債務負担行為の中で、一宮市民局第2庁舎のこれ、改修事業が繰越明許になっております。期待しておりましたんですけども、このいきさつ等について御報告をお願いしたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） まず、廃止議決を受けました基金の原資でございますが、私どもがお聞きして、確認しておりますのは、平成9年に千種町時代に関西電力の高圧線が通るときの保証金として4,000万円の交付を受けておられます。これを情報化関係で積み立てようということで、一般会計で積み立てられたのが最初であるということのようでございます。その後、平成15年に千種町におきまして、特別会計を設置されております。この際、それまでの運営関係の維持修繕に充てようということで残金を1,450万円積み立てられております。その時点で合計5,450万円となっております。

それともう1点、合併前の平成16年度に、これも将来の千種地域の情報化の施設整備に充てようということで、これは市民の方のお金ではございません。あくまでも千種町さんの資金として4,550万円を積立をされておきまして、合計、合併時におきましては1億円が千種の当時のテレビ基金として持ち寄りをされております。合併協議の中で、この基金はどうかという協議がされまして、千種テレビ基金として残すものの、宍粟市の基金であるという確認がされております。その際の資金に、千種市民の方々からいただいたとか、使用料を充てたとかいう形跡がございません。あくまでも他市町が持ち寄った基金と同じ扱いでございますので、今回

廃止に伴いまして、すべて市の基金として全体の活用を図りたいということで公共施設整備基金に積み立てているものでございます。

○議長（岡田初雄君） 一宮市民局長、西山大作君。

○一宮市民局長（西山大作君） お答えをいたします。

市民局第2庁舎の利活用の関係で繰越になっている理由でございます。

市民局の庁舎の空き活用につきましては、かねてよりいろいろと検討してまいりました。まちづくり協議会の中でもことし検討していただいて、何とか広く、一般の多くの方に利活用をお願いするような改修をしていこうというような方向で検討してまいりました。一定、県のまちなかにぎわい事業等も活用もいたしまして、設計改修等の予算を計上して協議をしてまいりました。その中で、教育委員会との連携の関係もあるんですけれども、今、センターいちのみやにある図書館、これを下のほうに移設をすれば、もっと利活用が上がらへんかなということの協議を重ねてまいりました。この件につきましては、行政懇談会の中でも市民のほうからそういう提言もいただいたところでもあります。今、教育委員会のほう、また、市民局とあわせまして、市全体の図書館と言いますか、各市民局にある図書館の利活用のあり方も含めて今ちょっと検討をしておりますので、ことしじゅうの整備はちょっと見合わせたということになっておりますので、次年度に繰り越して、次年度じゅうには方向を出して、第2庁舎の利活用を確定したいというふうに結論づけましたので、繰り越しになっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 続いて、19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） それでは、私が通告していることに関して、答弁を願いたいと思います。

私は、第95号議案の、特に23ページの少子化対策事業費ということで補正額が1億1,030万8,000円の減額補正について、伺いたいと思います。

これは、当初予算について議会で審議しまして、賛成多数で可決されました。

この中で、1番として、予算提案者である市長の予算編成方針に対しての、健全な取り組み方だったのかと。2番として、住民の請願、陳情や、議員の質疑や質問に対して、どのように検討されて減額になったのか。3番、国の平成24年度案が早期に成立するか未知数である中、少子化対策とか教育予算、認定こども園もこれの中には含まれていると解釈しています。そんな中で、宍粟市は今後の幼保一元化、学校規模適正化にどのように対応できるのか。それから4番として、減額補正、地



方債の活用のあり方と今回の対応は正しいのか。地方分権が進む中で、財政の健全化を進めるための行財政改革は今後どのように進められるのか。

以上の点について、質疑します。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 4点質問をいただいております。特に予算の組み方や今後の健全財政等がありますので、それぞれ総務部長さんのほうから、その担当部局の考え方も含めて御答弁いただいたらなど、このように考えておりますが、私ども担当しております教育委員会の関係のところ、特に大きく2点、御答弁を申し上げたいと、このように思います。

そのうちの2番目でありますが、請願や質問に対し、どのように検討されたのかと、こういうことであります。裏にはどうしようとしとんかというような意味合いもあるのかなど、そういう観点でお答えをしないと、このように思います。

私どもは、かねてより常々申し上げておりますとおり、その目標の実現に向けて最大限努力をする中で、請願や、あるいはこれまでの質疑、それぞれに対しても、基本方針については適切であるということについては再認識するものであります。

その中で、いろんな課題もありました。大きく就学前から小学校へのつなぎの課題、あるいは行政と民間との役割、また、子育て支援のあり方、さらには地域とのかかわり、こういったことが市民の皆さんも大きく課題、私どもも大きな課題と、こういうふうなこと等々、その課題のあるときには、今後、推進の体制を再構築する中で、市民と行政がともに考えていくことが最も重要であると。そのような観点から、今、その取り組みを進めているところであります。

次に、3点目の、国は不透明だが対応できるのかと、こういう御質問であります。御案内のとおり、国の予算の年度内成立等々含めて、非常に危惧をされておる状況であります。御質問の適正化、あるいは一元化の基本的な方向、これは何ら変わるものではないと、このように認識をしております。現段階では、今後の対応に大きな支障があるとは考えておりません。

以上、私のほうからこの2点、お答えとさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 私のほうからは4点目についてお答えを申し上げたいと思います。

減額補正をするといったような方法については、それが適切なかどうかという御質問でございます。

まず、事業をするに当たりましては、目標を定めて、当初予算に計上して、議決を受けて、執行してまいります。ただし、その議決を受けた内容が年度内に何らかの事情で実施することが困難となる場合もございます。この困難となった状況、いわゆる契約をして日数だけが足りない場合とか、それから全くその目的が消えてしまったりとか、いろんなケースがあるんですが、今回の場合については、目的は先ほど教育部長からありましたように、変わってはおりません。ただ、市民の方々の意見を聞く時間的なものがございまして、その関係で、今回は減額、年度内の実施が非常に困難であるということで減額をするということにしております。

ただし、その後、方針等、整理ができました暁には当初はもちろんでございますが、補正予算等も計上いたしまして、改めて議会の議決を得るということが正しい選択肢であり対応であるというふうに思っております。

また、地方債の活用につきましても、重要施策を有利な、今回過疎債でございますが、そういったものを活用してするということについては、健全財政を進める上でも最も望ましいというふうに思っております。今後、計上する場合にもそういった有利な市債は活用したいと思っております。

さらに、行政改革の進め方でございますが、これは後でもあるかもわかりませんが、やはり行政改革大綱に基づきまして、年度の前後は多少あると思っておりますが、粛々とその目的に向かって進めていくということでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 予想しとった答弁じゃないかと思うんですけど、私はそれを受けて、この予算を組む、提案する、そして執行するんは市長当局しかないわけなんです。私らはその、予算出ていったんに対してチェックし、そしてどのように使われているか、どのように正確に、当初どおりの計画どおりにやられたかということを決算委員会でやりますね。

なぜこういう、私は質疑するかいうたら、市長は選挙公約の中でも参画と協働とか、情報公開ということをしよっちゅう言われまして、そして昨年成立しました自治基本条例の中にも参画と協働、昼までの答弁の中でもそれを言われました。そんな中で、情報公開、参画と協働、市民の人に十分情報を提供して、そして思いを語って納得していただいて事業を進めていくんだと。今度の平成24年度の予算の組み方も施政方針が先にあって、恐らくそら細かい言うんですか、事業に対して、各事業部、また課から上がってきて積算されて、施政方針に基づいて、その予算が組ま

れとる思うんですけど、先ほど総務部長が言われたことを聞いておりますと、有利な過疎債でやるようにしていました。それで、ここには1億1,000というて書いてますけど、1億800万円が、これ、要らなくなったというんですかね、減額ですから。だからこういうやり方、私もちょっと余り深く知らないんですけど、要するにこういう減額補正、それから決算のときに不用額ってありますね。きょうも、今も説明ありました繰越明許、これは、例えば土木部の所管で道路とか、工事があったときに、冬でようけ雪が降った、ことしみたいに雪がたくさん降りました。それで工期が伸びました。平成24年度に繰り越ししますよ、これはわかるんですよ。ところがこの減額補正するということは、そんなに甘いものでしょうか。

なぜかという、この、要するに子ども、安全・安心な学校づくりの交付金、これは前の政権からずっと引き継いできたことなんです。要するに、今の政権もやめよったんですけど、我々が一生懸命力を入れて、またやろうとしとんです。そんな中で機会を逃したら、本当に大変なことになると思いますよ。たまたま今言われた過疎債は7割、合併特例債も7割、国が見てくれるという頭があるんですけど、例えばこの今、同じ補正で上がってきておる山崎小学校の耐震化でI s値が0.3以下ですか。それやったら恐らくもう全部、100%実栗市は完成しましたって。それで、次はその0.3以上のやつに向かってやるんですということをして市長はうたわれてますけど、平成24年度の方針でですね。何が言いたいかわからぬ、要するに、平成24年度の予算に対して実質公債費比率が単年で17%になるというて言われとんですよ。これは、なぜかというたら、補正予算で5億何ぼ、この耐震化だけでも前倒ししてますからいうて、はっきり書いてあるんですよ。仮に、さっき言いました情報公開、または市民の人と話し合いがうまくいかなんだら、これまたこういうこと起きるんですか。それ、市長なり教育長含めて答弁してもらいたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 何がおっしゃりたいんですか。

補正の減額というのは、当初はやれるという見込みでいろいろ努力を皆さんがしてくれたわけですが、年度内にはなかなか難しいだろうということで、もう少しいろんな課題を整理するほうがいだろうということで減額をしたわけでありまして、このことが、それじゃペケになったんかということではないわけでありまして、今おっしゃったように、繰越明許という方法もありますし、あるいは一たん減額をして、新しく当初予算、あるいは補正予算に入れるのや、いろんな場合があります。そういうことを踏まえて、一番適切な方法ということで減額をさせていただいたと、

このことであります。決して議決した、そんなものはできなんだ、しようがないというような考え方ではなしに、やはり一番、今の時点では新しく、またするほうがいだろうと、そういうことで補正をしたわけであります。具体的な事務的な手続等については部長のほうからお答えします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 非常に、今御指摘いただいた部分につきましては、我々としても真摯に受けとめなければいけないと思っておりますけれども、基本的に、この予算につきましては一つの方向性を決めて、それぞれ説明、あるいは協議を重ねてきたところでございます。議会でも御答弁申し上げてますように、真摯に保護者あるいは地域の皆さん方と協議、対応する中で、いろんな課題が出てくる中で、このような対応をしたところでございます。

ただ、この幼保一元化等につきましては一つの方向性につきましては、我々としては一定の理解をいただいておりますけれども、その進め方等について、いま一度丁寧に課題を整理しながら進めていきたいということで、このような形としておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 担当部長のほうで具体的なということであり  
ます。

先ほど、国の予算等々の関係と、今後のことをどうなるんかということで、大きく影響ないだろうというお話をさせていただいたところでありますが、一つの具体の中で、先ほど御意見出ておりました幼保一元化施設につきましては、安心子ども基金等の活用がございまして、学校建築、あるいは耐震化については先ほどおっしゃったように安全・安心の学校づくり交付金、これを使って耐震化等々の事業をやっております。交付金事業であります。幼保一元化については国の起債等々、あるいは過疎債等々、それはあるわけではあります、安心子ども基金の活用が国で、かねての政権の中で決定され、それぞれ継続なされておるところではあります、私ども、今、情報を得ておりますのは、平成23年度の第4次補正、その中で安心子ども基金については積み増すというふうな、いわゆる足しながら、さらにまた実施期限、これも延長すると、こういうふうなところで予算を確保していくという方向で、私ども、情報を得ております。

その中で、認定こども園整備についても期間が延長されたということで、これまで平成24年度までということで当議会でもお話もさせていただいておりますが、今

の段階では1年間延長と、こういうようなことを聞いております。それ以上のところは、今のところ不透明であります。そういったことも踏まえながら、先ほど総務部長のほうからお話がありましたとおり、これから地域の皆さん、いろんなところで検討していただく中で、実施時期、あるいは場所等々決まりますと、しかるべき予算、あるいはさらに財源確保を行う中で、また今後、議会においても審議をしていただきたい、このような考え方であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 今、福元部長が言われたことは、私も理解しております。それで、これは平成23年度でいける状態だったのを、私たちが4次補正、野党ですけれども、継続せなあかんということでやりました。

そんな中で、私、今さっき、教育長はある意味では申しわけなかったと言われたけど、市長は、私にしてみたら開き直りというか、そういう態度は、1億800万円の金いうたら宍粟市にとって物すごいお金ですよ。これを、そういう感覚でとらえられとったら、これから先、本当にうまくいかないと思いますよ。私たち議員も20人いますから、いろんな考え方、いろんな立場で出させていただいています。そんな中で、当初予算に絶対反対や言われた人もあるわけなんですよ。その人らももし、例えばこの前みたいに私らが水道料金のことで2回流れたでしょう。ああいうことになったら、本当に田路市政を不信任したことになるんですよ。だからそこまでのことを思うてもうて、今の状態をやってもらわなったら、ほんまに大変なことになるんです。1億800もあつたら、ほかの事業しとつたらね、本当に助かりますよ。岩路議員も前に言われたように、波賀町と千種の、要するに格差があるやないかと。それは過疎債でやらなあかんということを言われた。私もそない思います。格差があつたらね。それに1億800万円、やり方は違うけど、これ、地方債、組んでおられるんですよ、1億800万円を。それをそういうことに使うたら、ほんまにみんな潤うて、ああ、こんなこともあるんやけどちゃんとやってくれるんやなということになりませんか。

それともう一つ心配なのは、私、さっき言いましたように、山崎町が、山崎の学校の耐震化で立て直し、その仮設の校舎を建てる。そのときにいろいろと反対もあつたり、逆に何だいや、3億円もそれに使うてという意見もあることを聞いております。そういうことも含めて、今から10年間かけてその幼保一元化、学校規模適正化のことをやろうとしてるんですから、もうちょっと謙虚に、これを受けとめても

うて、私たちは議員やからこれ、言えるんですよ。ほかの人が言うていったとしてもなかなか難しいと思いますわ、そういう態度だったら。だからそのことをもう一遍、市長の口から、僕は、はっきりと謝ってほしいんですよ。そういう言い方されること自体をね。そういうことで、もっぺん答弁お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、その、補正の減額ということの質問があったわけで、私は一番最良のということで減額をさせていただいたと、私はそう思っております。

それから、今、その自治基本条例による市政というものが悪いような言い方をされたわけですが、決して私はそうじゃないと思っております。多くの皆さんの反対ということがあったわけですが、そういったことを、ある一定謙虚に受けとめて、そしてちょっと足踏みをして、いろいろ考えなければならないという決断をしたわけでありまして、何も高飛車にしておるつもりもありませんし、私は謙虚に受けとめてやっておるつもりであります。

そしてまた、この予算につきましては、先ほどそれぞれ部長が説明しましたように、後のことも十分考えながら、今回は減額をするほうがいいと、そういう決断をいたしました、そういうことでございます。

○議長（岡田初雄君） 次に、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今、議論がありましたけれども、私は、事業の見通しが立たないのは減額するのは当然の、行政としての措置だと思いますし、逆に繰越明許費で前のように給食センターの集積化というふうなことを住民の反対があるにもかかわらずやろうとする姿勢をあらわすことによって、より住民との溝を深めることになったような経緯も含めると、今回の措置というのは当然妥当な結果ではないかなというふうに思っております。

そこで、お聞きしますけれども、一つは繰越明許費の中で、教育費の中に埋蔵文化財の調査費ということで、（開発）3,700万円というのが計上されております。これは山崎小学校に係るものかなというふうには思うわけですが、よく埋蔵文化財の調査において大変貴重な文化財が出てきたというふうなことで、より慎重な埋蔵文化財調査が必要だということで予定の工事がおくれたりするという話はよく聞くわけでありましてけれども、当然山崎の中心部でありますし、何らかの文化財というのは出てくる可能性は高いんじゃないかと思うんですけれども、そのあたり、今現状と、そのことによって学校建築が延びるというふうなことはないのかどうか、そのあたりの見通しがわかりましたらお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それと、地方バス路線の維持対策交付金の補助金の追加があるんですけれども、全体としてみればかなりの多額になります。維持対策交付金ですから、バスが廃止にならないための交付金ではあるわけですけれども、実際そのバスの運行を見ておきますと、なかなか利用者が少ないというのが現実で、そういうことを今、そういう審議会をつくっていろいろと御協議いただいておりますとは思いますが、こういう補助金が本当に生きた補助金になるためには、やっぱりバスに実際に乗っていただく方をふやすというふうなことが必要じゃないかなと思います。それで、やっぱりいろんなところの事例を見ても、100円とか200円とかというふうな、やっぱり距離に関係のない定額料金にすることで高齢者の利用がふえたりとか、そういうふうな乗車率が上がっているというふうな事例が大体共通しておるようであります。

そういうことで、本当にこういう補助金が生きた補助金になるためには、そういうふうな具体的な対応策が必要ではないかなと思うんですけれども、そのあたりの検討というのは、こういう補助金を計上されるに当たって検討されておるのか、されてないのかをお聞きしたいと思います。

それと、毎年3月議会の補正予算では、産業部や土木部の事業費の中で大変大きな減額補正が出てくるケースが多いんですけれども、これらのほとんどは入札減の精算だという説明が多いわけでありましてけれども、今回の中でも、ただ単に入札減とは見られないほど5,000万円近いお金があったりとかいうふうなことがあります。

それで、入札減でないとなれば、どういう理由で、道路新設改良費であれば、予定しとった用地が買えなかったとか、どの路線で買えなかったとかいうふうなことが具体的にあるのであれば、そのあたり、大変大きな金額でありますので、御説明を願いたいと思います。

それと、今回の補正予算全体を見てみますと、財政調整基金の繰り戻しであるとか、あと起債の繰上償還を見てみますと、合わせて約2億円近い、予算上は余裕ができたのかなと。財政調整基金については繰り戻しでありますから、そういうふうな見方はできないのかもしれませんが、繰上償還については、一定の予算的な余裕ができたから繰り上げ償還というふうなことになったのかなと思います。そういう点で、年度末ですから、新たな施策展開ということにはできないかもしれませんが、こういうふうな予算の余裕、余裕というふうには私は見えますけれども、市長のほうでは余裕というふうにはとらえておられないと思います。大変たくさんの起債を抱えておる中で、そういう財源的な余裕ができれば少しでも繰上償還をして起債の比率を下げていきたいという思いがあるのはわかりますけれども、でも一

方では、先ほども言いましたように、大変市民の生活が水道料金の値上げとか、国保税の値上げやとか、介護保険料の値上げ、そういうふうなことで苦しい中で、市として、例えば国保税の一般会計への繰り入れをしてとかいうふうなことを次年度への念頭を持って、次年度への政策展開に回すための財源として余裕を残した決算をするというふうな考え方はできないのかどうか。その点、お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 繰越明許の関係について、埋蔵文化財調査、そのとおり、山崎小学校の改築事業に伴う文化財調査費を繰越明許させていただいているわけありますが、先般の総務文教常任委員会でも山崎小学校のスケジュール等々については御説明申し上げておるわけでありましたが、新しい校舎につきましては現在の校舎を、2棟あるわけでありましたが、それを取り壊してほぼ同じような位置に立てると、こういう状況であります。したがって、仮設校舎が必要となっておりまして、仮設校舎の場所につきましては、山崎市民局跡地、あそこを活用させていただくように進めておりまして、本年度の9月あたりを目標に、仮設に入居できればということで進めておりますが、その中で、今現在、山崎市民局跡地を含めて文化財調査を実施しておりまして、したがって新しい校舎を建てる、今の校舎を取り壊して、その後に文化財調査にかかると、こういう手順になっていくかなと思っています。御案内のとおり、あの地域全体が本多公園等々と含めまして、山崎城跡として周知の遺跡ということで、かつて調査をしておるところであります。私どもの予想、見通しとしては、このスケジュールどおりにできるものと、このように考えておりますが、実質の調査面積についてもおおむね1,000平米当たりを遺構面4面の発掘調査の中で進めていきたいと考えておりまして、スケジュールどおり進めていきたいと、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 地域公共交通の活性化協議会負担金の減額でございますけれども、その理由といたしましては、活性化協議会の部分では、波賀・千種間のバスの運行をしております。そういうふうな中での、国の補助制度というふうなものが変更になりまして。

基本的な公共交通のところの考え方を出不さないのか、考えていないのかというふうなことでございますけれども、今回、今現在は先ほど申し上げました公共交通の活性化協議会の中で、公共交通、どうあるべきかというふうな部分で審議をいただ



いております。これはバス事業者、また利用者、県、それから学識経験等々に入っ  
ていただきまして、宍粟市内における公共交通はどうあるべきかというふうなこと  
で審議をいただいております。コミバスであるか、それとも神姫バ  
ス直営によるバスの補助にしていくのかというふうなことにつきましても、協議を  
いただいております。現在のところ、専門の事業者によるバスの  
運転をすることが望ましい、その枝葉の部分についてはおもいやり号であったり、  
また、もしもバスで対応していくというふうな手法が望ましいという方向性を出  
していただいております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは27ページの農林水産業費、農業費、林業費にお  
ける大幅な減額の部分の入札減以外の要因のあるものについての御説明をさせてい  
ただきたいというように思います。

まず、農業費の農業振興費負担金補助及び交付金で、シカ緊急捕獲拡大事業負担  
金が390万円減額になっております。このことにつきましては、猟期中の捕獲で、  
昨年度から県事業として入られたものでございますが、事業主体が県から市に変わ  
ったことに伴いますそれぞれ負担金の減、したがって、補助金として新たに受  
け入れをさせていただいているというところでございます。

引き続きまして、地積調査費の減額4,900万円でございます。

これにつきましては、波賀町引原の6.4ヘクタール、山崎町の小茅野3.9ヘクター  
ル、当初予算ではそれぞれ一筆調査、測量業務を地区ごとの計上をしておりました  
が、入札審査会等で発注方法を検討する中で同種の業務を一括で発注するほうが競  
争性が高いという判断の中から、結果として測量業務と一筆調査をそれぞれ別に発  
注したことによります発注方式の変更によります入札減というふうに理解をしてい  
ただければ結構かと思っております。

次に林業費でございます。

林業費の林業振興費の負担金の混交林整備事業の減額1,500万円でございます。  
これにつきましては、2期目のみどり税としての事業でございます。従来、調査、  
設計、本工事まで1事業箇所2カ年ということで進めておりましたが、工期の計画  
の中で3カ年ということになっております。したがって、計画をしておりました  
福知、千町の箇所につきまして、調査設計のみ平成23年度実施いたしまして、本  
工事は平成24年に繰り延びたものによる減額でございます。

引き続きまして、森林地域支援事業交付金につきましては、平成23年度森林法の改正等によりまして、大幅に制度の改正がなっております。境界明示の一律助成から、作業道の開設が必須という状況の中で、取り組み団地が110団地から40団地に減少したことによります減額でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 土木関係の道路新設改良事業費のうちの工事費の減額についてお答えいたします。ページ30でございます。

波賀市民局内で4路線、千種市民局内で3路線の計7路線における減額で、入札減による減額は4路線で、その他の理由といたしましては、何度も言われています地権者の同意を得るのに時間を要して、工事着手にまで至らず減額した路線が2路線ございます。残り1路線につきましては、県事業で実施しております急傾斜地崩壊対策事業、この事業が遅延した関係で、本年度隣接道路の道路改良でしたので着手ができず減額としております。

これらにつきましては平成24年度以降の、改めて予算化と考えております。ちなみに、道路名、路線名につきましては、野尻の林線、それから岩野辺地区の岩野辺・室谷線、それから西山地区の千草・室線がこの入札減以外で減額した路線でございます。

それと、ページ31になりますが、市営住宅の設計管理業務の委託料の減額につきましては、これは下比地の住宅関係でございまして、入札減でございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、剰余金が出たら繰上償還しないで国保なりそういうことに回せという御意見だろうと思いますが、それはそれで一つの方法論かもしれませんが、しかしそれは、目先ではそれでいいのかもしれませんが、今、宍粟市の財政状況というのは、今ここしばらくが非常に厳しいときであります。公債費比率、あるいは公債費負担比率、あるいは経常収支比率、いろんな数値を見ましても、非常に厳しい、そういうことです。ですから、できるだけ繰り上げをしたりとか、あるいは有利な起債を取り入れるとか、そういうことをしながら、ここしばらくを切り抜けることが将来にとっての宍粟市の財政に非常に重要であるというふうな観点で、こうした措置をとっているところであります。その点は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、第95号議案につきましても質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後 3 時 10 分まで休憩いたします。

午後 2 時 5 7 分休憩

---

午後 3 時 1 0 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

第96号議案から第98号議案までの3議案について質疑を受けます。

通告に基づき、質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 第98号議案で、介護保険のところで、12ページです。居宅介護サービスの給付費が7,600万円ふえまして、施設介護サービスが3,400万円減っておりますけども、ちょっとこれはどういう原因なのかどうか。だから在宅介護がふえてきたのか。当初の積算がちょっと違ったんやとか、ちょっとそんな関係で、こういう状況になったことについて、説明をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 居宅介護サービス費で7,668万7,000円の増、また施設介護サービス給付費で3,489万6,000円減額しております。

これにつきましては、平成23年度、これまでの実績から1年分を推計しまして、いわゆる精査により、これだけの補正を上げております。

現実的には施設介護サービス費は月々の流れ、見てみますと、伸びてきておるんですけれども、幾らか当初予算の見積もりがちょっと大きかったのではないかなというような感じもいたしております。

また、居宅介護サービス費については、これも動向を見てみますと、増加傾向にあるように見ております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

続いて、第99号議案から第103号議案までの5議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第95号議案から、第103号議案までの9議案は、

お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第95号議案から第103号議案までの9議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第23 第104号議案～第115号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第23、第104号議案、平成24年度宍粟市一般会計予算から、第115号議案、平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第104号議案から第115号議案までの平成24年度予算の審議をお願いするに当たりまして、新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

就任4年目を迎えます平成24年度は、宍粟市が将来にわたり、市民と市民の信託に基づく議会・行政がそれぞれの役割を果たし、「市民とともに歩む行政」の姿を市内外に示し、市民の皆さんと行政が協働し、実践していく年であると考えております。

地方分権が叫ばれて久しいところではありますが、広大な山林を抱える宍粟市にあって、市民が地域で生きる喜びを感じられ、次代を担う子ども達のふるさととしてあり続けるためには、これまで以上の創意と工夫が必要であり、市民の皆さんの行政への関わりも、ますます重要となってきます。

昨年4月に自治基本条例を施行いたしました。宍粟市が目指す「参画と協働のまちづくり」は、これまでの「サービスを提供する側と享受する側」という行政と市民との関係から、「ともに考え実践する対等のパートナー」となることで、地域固有の課題の解決や地域資源の活用などを効率的に行うことができる仕組みをつくることでもあります。

本市の特性を考えたとき、恵まれた自然と歴史資産を守りつつ、観光に結びつける仕組みや環境に優しいまちづくりを通して、地域経済を活性化していかなければならないと考えております。本定例会に提案いたしております「ふるさと宍粟観光

条例」においては、観光立市を実現するために、従来の「観る観光」から、観光をまちづくりや雇用などへのかけ橋として発展させ、持続可能な地域を創造し、住んでよかった、訪れてよかったと市民や観光者がともに幸せや喜びを感じ合える「歓幸」を目指すこととしております。このことは、市内の自然、文化、歴史、そして地域における市民の地域づくり活動をも地域資源ととらえ、訪れ、交流し、体験することを通じて、住んでみたいと思える地域をつくっていくことにほかなりません。

それでは、宍粟市総合計画基本構想に掲げる六つの柱の順に、主な施策等を御説明いたします。

一つ目の柱、「人と人、人と自然にやさしいまちづくり」につきましては、平成22年度に策定をいたしました「エコしろうアクションプラン」に基づき、「世界に誇れる環境主都」の実現に向けた取り組みを先導する地域を定め、先進的な地域空間スマートビレッジシステムを構築するなど、未来のふるさとづくりモデル事業を進めていきたいと考えております。

また、環境主都の実現に向けた市民プロジェクトを支援する環境パートナーシップ促進助成事業や、エコツーリズムを推進するエコツーリズム推進協議会支援事業に新たに取り組むことにいたしております。

次に、この4月から始まるごみ新分別への取り組みとして、資源ごみ回収用屋外ごみ箱の市内公共施設への設置事業などにより、ごみ減量化を含めた資源循環型社会を目指します。

またあわせて、森林の持つ多面的かつ公益的な機能を生かす環境対策育林事業、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業、緊急防災林整備事業に引き続き取り組んでまいります。

また、水と親しむ水辺空間の整備に向けて、国土交通省との連携による揖保川今宿・中広瀬地区かわまちづくり事業にも取り組んでまいります。

二つ目の柱、「活力ある産業が支える豊かなまちづくり」につきましては、まず、観光施策として、観光基本計画の策定を初め、今後における観光基盤や先導的な施策の調査・研究を行うふるさと観光推進事業に取り組むほか、山崎、波賀、千種地域における彩りの森づくり事業、一宮地域における、岩塊流を生かした地域づくり事業など、ハード、ソフト両面での整備に、引き続き取り組むことといたしております。

観光は、よい地域づくり、ひいては、よい宍粟市づくりにつながるものと思っております。資源を観光商品とするときに最も重視するのは、地域の宝を発掘、磨き

上げ、お客様の五感に訴えるシナリオづくりであると言われております。そのシナリオづくりには、市民一人一人のおもてなしが重要な役割を持つとも考えております。観光の真髄は人を動かすこととも言われており、その動きが活発となることを目指す中で、観光立市を築いてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、持続可能な農業の確立に向け、山崎町宇原地区の経営体育成基盤整備事業や波賀町安賀地区の基盤整備事業などのハード事業に加え、市南部農業振興協議会の設立など、ソフト事業にも取り組むことといたしております。

林業再生に向けた取り組みについては、林業を取り巻く実態にかんがみ、国の緊急雇用就業機会創出基金事業を利用した雇用育成を行うとともに、林業労働者確保対策事業の推進を図ります。また、高性能林業機械購入補助事業、生産森林組合経営支援事業等による低コスト経営や木材安定供給を図り、森林の団地化を推進してまいります。さらには、穴栗材の消費促進を図るための「穴栗材の家づくり事業」等も継続をいたしてまいります。なお、森林の持つ役割は、防災機能も有しているところでございますが、先月8日には、東京都港区との間伐材を初めとした国産材の活用促進に関する協定を締結いたしましたところであります。この協定は、国産材の活用を通じて森林整備を促進し、二酸化炭素吸収量を増大させ、低炭素社会の実現を目的としたものですが、あわせて、都市部への国産材の供給に伴う林業振興への波及効果も期待できるものとなっております。港区は遠方であり、経済面での協定の効果が即時、現れるとは考えておりませんが、森林の適正保全には長い年月を要する取り組みであることから、少しずつではありましても、その効果が増大することに期待をいたしております。

次に、三つ目の柱、「健康と福祉を育てる安心のまちづくり」については、少子化対策として、安心して子どもを産み育てられる環境整備に向けて、小学生以下に対する通院・入院医療費の自己負担額、中学生の入院医療費の自己負担額の助成を行う乳幼児・子ども医療費助成事業や、市の独自施策制度として県の助成事業を補完する特定不妊治療に係る助成事業を行うほか、妊婦に係る健康診査費助成にも取り組めます。

また、高齢者への福祉対策につきましては、総合的かつ計画的な施策の推進を図る中で、具体的には、地域包括ケアシステムの充実や介護予防支援及び介護サービス、介護予防サービスの充実等に取り組むをいたします。

障害者への福祉対策につきましては、基幹相談支援センターを設置する中で相談

支援事業による障害者の地域における自立と社会参加の促進を図るほか、さつき園の社会福祉法人への運営移管や当該施設の整備助成を行うなど、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んでまいります。

地域医療の充実につきましては、中核医療を担う宍粟総合病院の充実が不可欠であり、医師・看護師等の確保に向け、引き続き入学・修学資金に対する奨学金制度の運用を行うほか、基幹型臨床研修病院としての取り組みも進めてまいります。

なお、こうした継続的な取り組みを進める中で、本日から、新たに1名の常勤の整形外科医の勤務が実現をし、診療体制の拡充とあわせて、手術対応も可能な体制が整うことになったことを御報告させていただきます。

また、市北部の地域医療を充実するための取り組みとして、波賀・千種国保診療所の計画的な医療機器の更新整備等も進めてまいります。

なお、就学前の子どものよりよい教育と保育環境の整備として取り組んでいる幼保一元化については、その環境整備に対する細やかな課題が顕在する中で、その課題解決に向けた協議・検討を行なうべく、就学前の教育・保育を推進する委員会が先月26日に発足をいたしました。兵庫教育大学の横川先生の座長就任も決定し、今後は宍粟市の子ども指針の策定もあわせて、協議していただくことが確認されたところであります。

また、12名の委員で構成される給食センター機能集積課題検証委員会も先月28日に第1回目の委員会が開催され、今後の進め方等について、意見が交わされたところであります。

四つ目の、「人の生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり」につきましては、安全・安心の教育環境の整備として、I s値0.3以上の学校施設の耐震化に向けて、山崎小学校及び城下小学校校舎耐震補強・改修事業を進めていくほか、児童生徒一人一人に、ふるさと宍粟への愛情と愛着を育む、宍粟のよさを知り、宍粟を愛する子どもたちの育成事業の推進など、子どもたちが生きる力を身につけられる教育環境の整備に取り組んでまいります。

また、児童数の減少化が予想される中、一定の集団規模による学びの環境整備が喫緊の課題ともなっていることから、引き続き学校規模適正化に係る地域等との協議を進めてまいりたいと考えております。

社会教育施策につきましては、宍粟市児童合唱団の設立支援のほか、しそ芸術家写真集の作成、史資料刊行事業などの芸術文化活動の推進を図るための事業に取り組みます。また、社会体育に係る環境整備として、老朽化が著しい山崎スポーツ

センター体育館の屋根及び天井等の改修や、スポニックパーク一宮の温水プール設備の改修を行います。さらに、あらゆる人権侵害を対象とした相談サービスを提供するための総合相談窓口の充実、市民の健康増進も踏まえた地域スポーツの振興など、市民一人一人がともに学び、ともに支え合う施策を総合的、かつ計画的に展開してまいりたいと考えております。

五つ目の柱、快適な生活と交流を支える活力あるまちづくりについては、災害に強いまちづくりとして、避難所明示看板の設置や広域避難所の設備充実に取り組むなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。また、常備消防体制の充実強化として、西播磨地域での広域消防化の協議を進めていきます。また、非常備消防の消防防災力の充実強化として、消防車両の購入を初めとする消防資機材の更新整備も図ってまいります。

六つ目の柱、住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくりについては、行政の事業推進の各段階において、市民提案や意見が反映される仕組みの構築など、市民と行政がともに考えていく場や機会の設定を進めることにより、自治基本条例に掲げる「市民が主体となった参画と協働のまちづくり」の実現に向けた各種の取り組みを進めてまいります。

一方、依然として厳しい財政状況の中、実質公債費比率の18%以下への改善や、起債残高の抑制、経常収支比率の低減など、財政健全化に向けた取り組みが必要となっております。こうしたことから、平成22年に策定をいたしました第2次行政改革大綱に基づく確実な行政改革の推進を図るとともに、これまでの事務事業評価を発展させた施策評価の試行実施にも取り組んでまいりたいと考えております。

これら重点施策以外にも、新規、拡充を図る事業として、鳥獣被害防止事業、緊急ため池整備事業、観光施設整備事業、預かり・学童保育事業、住宅耐震改修促進事業、水道施設の監視システム統合整備事業、女性参画協働活動支援事業等に取り組んでまいります。

合併をして8年目を迎える宍粟市にとって、交付税算定の合併優遇措置が平成27年度までとなっていることも見据えた中で、市民の皆さんと課題と目標を共有し、財政の健全化を図りつつ、参画と協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

その上で、まちづくりについては、地域づくりの基盤とも言うべき地域の活力を支える人づくりを施策の基本に、資源循環型社会の構築や地域資源を生かした観光立市を目指す取り組みに結びつけた「環境・観光・地域力」、こういったことをキ



ワードとした施策を展開したいと考えております。

これらの施政の方針に基づき編成いたしました平成24年度予算につきましては、一般会計で219億4,000万円、全特別会計で185億3,552万8,000円、総額404億7,552万8,000円といたしました。対前年度につきましては0.5%の減額となる堅実的な内容といたしております。

また、平成24年度末における地方債残高見込みにつきましては、一般会計342億8,551万5,000円、全会計におきまして716億3,058万9,000円と、前年度に対して、16億7,709万2,000円を減少できる見込みといたしております。

さらに、財政調整基金につきましては、「入りを量りて出づるを制す」の理念に基づき、平成23年度に引き続き、取り崩しを行わず、平成24年度末で20億4,929万2,000円の残高見込みといたしております。

以上、予算の提案理由説明を兼ね、平成24年度の市政運営に係る施策の概要等について申し上げましたが、山積する行政課題を、議員の皆さん、市民の皆さんとの真摯な議論を重ね、スピード感をもって対応していく所存であります。多くの市民の皆さんがまちづくりの主役となっていただき、議会・行政が、それぞれの役割を果たす中で、宍粟市の目指す将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」が実現するものと確信をいたしております。議員各位の格段の御理解、御協力申し上げます。所信と概要を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ、御了承賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月6日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後 3時33分 散会）